

## 後漢時代における貨幣經濟の展開とその特質

柿 沼 陽 平

### はじめに

筆者はこれまで、中国古代における貨幣經濟の展開過程とその特質について研究してきた<sup>1)</sup>。その結果、前漢前半期までの貨幣經濟については、ほぼつぎのように理解するに至った。すなわち中国古代では、秦漢時代に「買う」や「賣る」といった動詞が出そろい、いわゆる貨幣と商品の差異が明確化した。そして数ある物財の中でも、とくに錢・黄金・布帛が都市部を中心に貨幣として定着した。もともと、錢・黄金・布帛のあいだには用途上の違いもあり、そこには一定の規則性があった。それは、当時の經濟状況だけでなく、国家による貨幣制度の施行状況や、各地域特有の習俗にもよるものであった。これは、当時の国家にとって、錢・黄金・布帛の動きを一元

的に把握・制御することが容易でなかったことをしめす。それゆえ秦や前漢は、つとにその把握・制御に注意を払ってきた。まず錢は、戦国中期以降、国家的決済手段として強力な統制下に置かれた。すなわち秦漢国家は、物価を固定官価・平買・実勢価格の三段階に分け、錢をその基本的な価値尺度手段とし、国内では同一の錢文をもつ錢のみを流通させ、その枚数の積算によって商品の価値を尺度する体制を整えた。もともと、民間では錢の価値をその軽重に基づいて判断する傾向が強かったので、その政策も当初は十分には貫徹しなかった。しかし前漢武帝期に「五銖」錢の国家的専鑄がなされるようになる、一応の安定期に入った。また武帝は、当時民間供給型貨幣であった布帛を決済手段とする塩鉄専売制を施行し、布帛をも国家的税収として管理下に組み込んでいった。かくして戦国時代以来の錢・黄金・布帛を中心とする貨幣經

済は、当時の経済・制度・習俗によって複雑な動きをみせつつも、国家に馴致されていったのである。

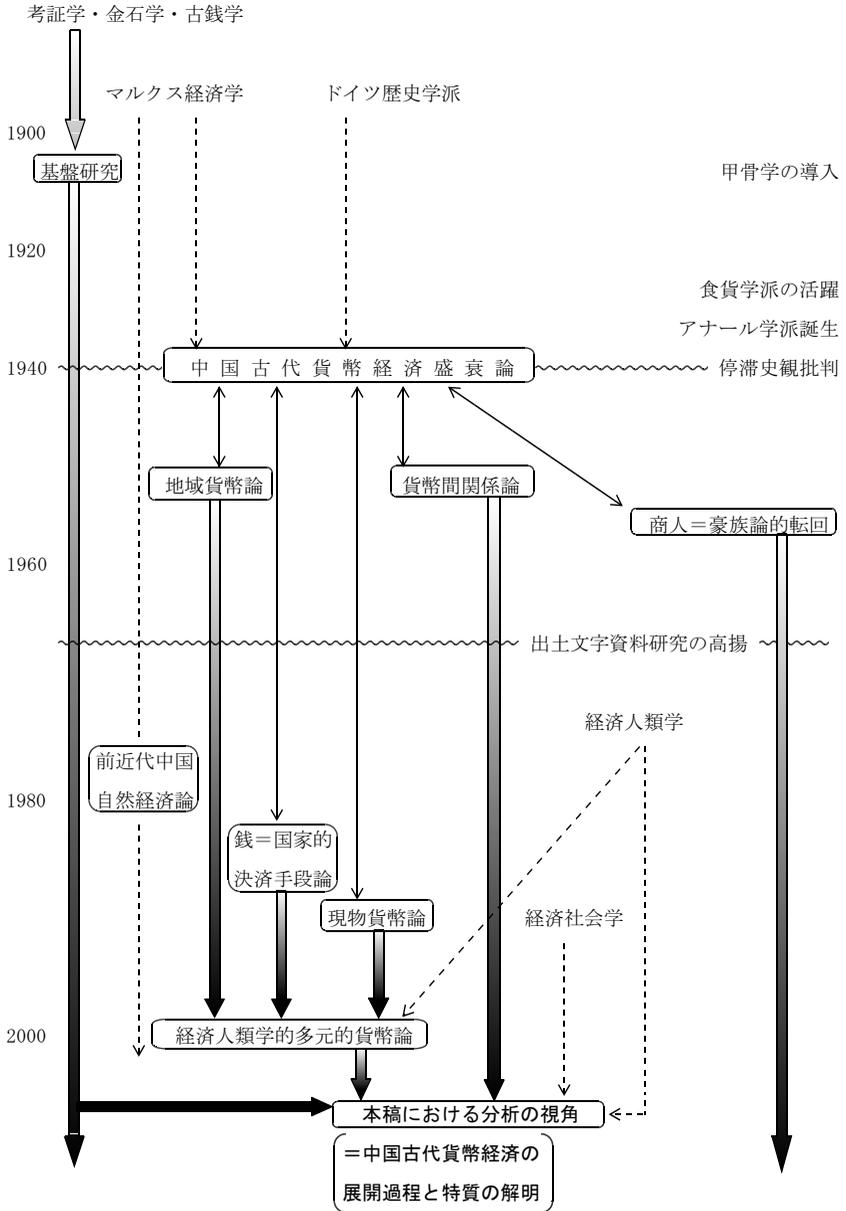
以上が、これまでに検討してきた戦国秦漢貨幣経済史の概要である。すると、このような貨幣経済は一体いつまで続いたのか。またそれがのちに何らかの時代的变化を生んだとすれば、それは具体的にいかなるものであったのか。本稿では、武帝期以降の経済状況に関する先行研究を整理し、その大きな潮流を確認した上で、それらの問題点に答えたい。

## 第一節 先行研究とその問題点

戦国秦漢貨幣経済史全体の研究史について、筆者はかつてつぎのように総括した<sup>2)</sup>。それによると、一九〇〇年以後の学界では、それ以前から続く考証学・金石学・古銭学や、二〇世紀に急成長した甲骨学・文献史学・考古学などの成果をふまえた、基礎的な歴史研究が進められてきた。それは史料考証を主とする基盤研究として、一九三〇年代の中国食貨学派の活躍や、一九七〇年代以降の出土文字資料研究などを追いつき、現在に至るまで継続的に進められている。一方、多くの研究者は、そのような基盤研究とはべつに、それらの成果を統合して中国古代貨幣経済史の大まかな流れを復元することに早くから取り組んできた。それは、細部の史料考証に力点を置く基盤研究たる「ミクロ歴史学的研究」に対して、

いわば「マクロ歴史学的研究」とでもいうべきもので、一九三〇年代以降の学界では、中国史の体系的把握を目指すあたり、とくに重視されてきた。その中から最初に台頭したのが「中国古代貨幣経済盛衰論」であった。これは、中国古代において貨幣経済が周代以前に誕生し、それを中心とする経済が前漢前半期にピークを迎え、前漢後半もしくは魏晋南北朝以降に衰退したという説で、とくに戦後日本の歴史学界では、多くのヴァリエーションに分かれつつも、長いあいだ定説とされてきた。これに対して中国の学界では、前近代中国経済を一貫して「自然経済」とする「前近代中国自然経済論」とでもよぶべき説が有力であったが、その中でも、中国古代における貨幣の存在を認め、その時代的变化をみようとする研究は少しは存在した。またその中には、大綱として「前近代中国自然経済論」を支持しつつも、後漢時代にはまだ貨幣経済は衰退していなかったとする「後漢貨幣経済隆盛論」<sup>3)</sup>者も含まれていた。ところが一九六〇年前後になると、このような「貨幣経済の盛衰」や「貨幣経済か自然経済か」といった二項対立的な議論は、徐々にさまざまな角度から批判されることになった。その過程で生まれたのが、おもにつきの五つの潮流であった。

① 銭Ⅱ 国家的決済手段論……銭の普及と使用が、民間における自生的な物神崇拜でなく、むしろ国家的な強制(銭納人頭税の賦課など)によるものであったことを強調する



〔図 1〕 中国古代貨幣経済史に関する先行研究と私見の位置づけ

説。これは、中国古代の錢と現代貨幣との質的差異をしめすもので、貨幣經濟の盛衰を貨幣數量の増減の問題に還元する従来の説の批判にもなっている。

②貨幣関係論……錢や黄金などの貨幣同士の関係に注目する説。複數並存する貨幣の関係に注目することで、たんに貨幣經濟の盛衰を論ずるのではなく、その時代的な質的变化に言及しており、①と同様、中国古代貨幣經濟盛衰論批判としての意義を有する。

③地域貨幣論……貨幣經濟の盛衰に時代差だけでなく、地域差もあつたとする説。従来の中国古代貨幣經濟盛衰論が地域差を考慮していない点を批判する。ここから、都市―農村間、都市間にも經濟的差異を認める「多元的流通經濟論」も生まれた。

④現物貨幣論……錢・黄金などの金属貨幣だけでなく、布帛や穀物などの現物貨幣をも「貨幣經濟」の要素とする説。従来の説が金属貨幣の増減のみを指標としている点を批判する。

⑤商人―豪族論的転回……貨幣經濟の時代的变化を論ずる上で、とくに貨幣經濟の担い手（商人・豪族・小農民など）の動向に注目する説。

しかも一九九〇年代になると、①―④をふまえ、さらにいわゆるポランニー派經濟人類学の成果を織り込んだ「經濟人類学的多元的貨幣論」が登場した。これは、「貨幣經濟の盛衰」

や「貨幣經濟か自然經濟か」といった従来の二項対立的な問題設定自体を批判した上で、中国古代貨幣經濟史の時代的・地域的な質的變化を問題視するというもので、非常にすぐれた見解と思われる。ただし、これに関する先行研究をみると、まだ理論的な問題提起にとどまっている箇所も多く、随所に矛盾するような箇所さえみられる。しかもそこには、近年急成長した出土文字資料研究などの「ミクロ歴史学的研究」も十分には反映されていない。そこで筆者は別稿で、このような動向をふまえた中国古代貨幣經濟史に関する新たな「マクロ歴史学的研究」が求められていることを指摘し、さらに近年の經濟人類学・經濟社会学などの成果をもふまえた上で、とりあえず「多くの商品を直接購入することのできる媒介物で、かつその利便性ゆえに集団的に欲せられる物財」を貨幣と呼び、それを結節点とするネットワーク（貨幣經濟）の中国古代における展開過程とその特質を解明することを今後の課題とすべきことをのべた<sup>③</sup>。では上記の學說史の中で、とくに後漢經濟には具体的にいかなる位置づけが与えられてきたのか。再度上記の學說史をみると、以下の二説が挙げられる。

①後漢貨幣經濟衰退論……中国古代貨幣經濟が前漢後半期以降衰退したとする中国古代貨幣經濟盛衰論と、中国古代全体が自然經濟中心であつたとする前近代中国自然經濟論が含まれる。

②後漢貨幣經濟隆盛論……後漢末までは貨幣經濟が隆盛で

あったとする説。

しかしこれらには曖昧な論点が多々含まれ、上記の銭Ⅱ国家  
的決済手段論・貨幣関係論・地域貨幣論・現物貨幣論・商  
人―豪族論的転回も十分にはふまえていない。また佐原  
康夫氏をはじめとする経済人類学的多元的貨幣論者も、後漢  
経済についてはまだ詳細な研究を行っていない<sup>(4)</sup>。もつとも、  
彭信威氏や山田勝芳氏は別途、後漢貨幣制度史に関する精緻  
な研究を進めており、後述する布帛に関しては佐藤武敏氏の  
大著もあるが、それらも多元的貨幣論に立脚したものではな  
く、論拠となっている史料も必ずしも網羅的とはいえない。  
そこで本稿では以下、このような先行研究の不備を補い、改  
めて関連史料を網羅的に収集・分析した上で（付表参照）、多  
元的貨幣論の観点から後漢貨幣経済史を再構成する。

## 第二節 後漢時代における貨幣経済の展開

後漢貨幣経済について学説史上最初に問題となったのは、  
それが衰えていたのか、それとも前漢と同等以上に栄えてい  
たのかであった。しかし多元的貨幣論に基づく<sup>(5)</sup>と、その判断  
はじつはきわめて難しい。その基準となる「貨幣」の定義自  
体が従来と異なるためである。だが、それにも増して問題な  
のは、従来の中国古代貨幣経済盛衰論者の多くが、貨幣経済  
の盛衰を銭の流通量の多寡に求めているにもかかわらず、意

外にもその用例分析をあまり網羅的には行なっていないこと  
である。

たとえば、戦後を代表する中国貨幣史研究者である彭信威  
氏はつとに、范曄『後漢書』の中から賜銭（皇帝などから臣下  
などへの銭の賜与）に関する事例を収集し、その総額の算出を  
試みているが、必ずしも十全とはいえない。すなわち、  
『後漢書』を改めて精査すると、そこには銭の授受に関する  
記載が約二〇〇例あり、その賜与数は「數萬」・「數億」等々  
のように曖昧なばあいも少なくない。よつて、賜銭数の厳密  
な数値を得ることはそもそも不可能である。しかも、筆者は  
かつて『史記』・『漢書』から銭の授受例を収集したことがあ  
るが、それを『後漢書』の事例数と比較すると、両者の数は  
ほとんど同じである。またその内容をみると、銭は商取引の  
売買だけでなく、雇傭者に対する支払や、「裝錢（旅費・支  
度金）」などにも用いられ、地域や使用者の身分を問わず、  
広範囲に使用されていたことがわかる。これは、中国古代貨  
幣経済盛衰論の論拠がもとより根本的な問題を抱えていたこ  
とを意味する。

その上、後漢初期の班固（32～92）が『漢書』卷二四食貨  
志下に、いわゆる「貨（経済的流通手段）」の起源・機能に  
関する一般論として

凡そ貨は金錢布帛の用なり。夏殷以前は其の詳、記す靡  
しと云う。太公、周の爲に九府圖法を立つ。黄金は方寸

にして重さは一斤。錢は圓にして方を函れ、輕重は銖を以てす。布帛は廣さ二尺二寸を幅と爲し、長さは四丈を匹と爲す。故に貨は金よりも寶く、刀よりも利く、泉よりも流れ、布よりも布き、帛よりも束まる（凡貨金錢布帛之用。夏殷以前其詳靡記云。太公爲周立九府圖法。黃金方寸而重一斤。錢圓函方、輕重以銖。布帛廣二尺二寸爲幅、長四丈爲匹。故貨寶於金、利於刀、流於泉、布於布、束於帛）。

としるしているように、後漢時代の「貨」には、錢だけでなく黄金や布帛も含まれるのが一般的であったようである。その傍証として、『後漢書』光武帝紀下建武十六年（40）条には

初め、王莽の亂の後、貨幣は布・帛・金・粟を雜え用う。是の歲、始めて五銖錢を行す（初、王莽亂後、貨幣雜用布・帛・金・粟。是歲、始行五銖錢）。

とある。これは、王莽死後、建武十六年に、布帛・黄金・粟が「貨幣（経済的流通手段）」であったことをしめしている。もともと本文には、その時期に錢も「貨幣」であったとは明記されていない。しかし先学も指摘するように、当時錢が流通していたことは他の史料からも看取しうる。その好例として、「更始二年」の紀年をもつ「五銖」錢の錢範があること、建武三年・四年・六年の紀年をもつ居延漢簡に錢関連の記載があることが挙げられる。これより錢は、王莽期以降、一貫して流通し続けていたと論定される。つまり王莽死後、建武



〔図1〕後漢初期（建武1～12年）の勢力図

十六年には、布帛・黄金・粟だけでなく銭も流通していたのである。

それでは、建武十六年以降はどうなったのかというと、これについて前掲光武帝紀下には「始行五銖銭」とある。「行」とは「銭を国家の公認のもとで流通させる」ことなので、これは建武十六年に後漢国家が「五銖」銭を国家公認銭としたことを意味する。そこで、建武十六年以前に流通していた銭の種類を確認すると、王莽末期には前漢以来の「五銖」銭以外にもさまざまな銭が流通しており、中でも王莽が皇帝即位後に発行したのとして「貨泉」と「貨布」が挙げられる。

また王莽死後に長安入城を果たした更始帝が「五銖」銭を、隴西では竇融が「五銖」銭を、蜀では公孫述が鉄銭（銭文不明）を発行している（図1<sup>14</sup>）。とすると「始行五銖銭」とは、建武十六年にそれらの雑多な流通銭を廃して「五銖」銭のみを国家公認銭としたことをさすのではないか。現に『晉書』卷二六食貨志をみると

漢銭は舊と五銖を用う。王莽の改革してより、百姓は皆な之を不便とす。公孫述の蜀に僭號するに及び、童謠に曰く「黄牛白腹、五銖當復」と。好事者は竊かに言う「王莽は黄を稱し、述は之を繼がんと欲す。故に白帝を稱す。五銖は漢貨なり。漢の當に復た天下を併すべきを言うなり」と。光武の中興に至り、莽の貨泉を除く。建武十六年、馬援又た上書して曰く「富國の本は食貨に在

り。宜しく舊との如く五銖銭を鑄るべし」と。帝、之に従い、是に於いて復た五銖銭を鑄、天下は以て便と爲す（漢錢舊用五銖。自王莽改革、百姓皆不便之。及公孫述僭號於蜀、童謠曰「黄牛白腹、五銖當復」。好事者竊言、「王莽稱黃、述欲繼之。故稱白帝。五銖漢貨。言漢當復併天下也」。至光武中興、除莽貨泉。建武十六年、馬援又上書曰「富國之本在於食貨。宜如舊鑄五銖錢」。帝從之、於是復鑄五銖錢、天下以爲便）。

とあり、建武十六年の幣制改革の主眼が、銭全般の復活でなく、「五銖」銭の復活にあつたことが明記されている。しかも、それが王莽期以来の「貨泉」の「除（廃止）」を伴うものであつたこともしるされている。もつとも、原文の「至光武中興、除莽貨泉」と「建武十六年、馬援又上書曰……帝從之、於是復鑄五銖錢」は、あたかも同じことをのべているのごとくであるが、『後漢書』馬援列伝によると、じつは馬援は「五銖」銭の復活に関する上書を二回行つており、一度目は棄却されている<sup>16</sup>。このことをふまえると、「至光武中興、除莽貨泉」は一度目、「建武十六年、馬援又上書曰……」は二度目の上書と当該政策の実施についてのべたものと解される。つまり本文は、「除貨泉」と「鑄五銖錢」に関する馬援の二度の上書を通じて、建武十六年に「貨泉」を廃止し、「五銖」銭を唯一の国家公認銭としたことをしめすものと考えられるのである。現に、伝世の銭範の中には、建武十六年か十七年の「五銖」銭銭範もあり、この頃に「五銖」銭が国

家主導で鑄造され始めたことを窺わせる。

では、建武十六年以降、「布・帛・金・粟」は「貨幣」でなくなったのであろうか。たしかに前掲光武帝紀建武十六年条をみると、そのようにも読めるかのごとくである。また

『後漢書』朱暉列伝には

是の時、穀貴く、縣官の經用足らず…尚書張林上言すらく「穀の貴き所以は、錢の賤きが故に由るなり。盡く錢を封じ、一ら布帛を取りて租と爲し、以て天下の用を通ぜしむべし。…」と。…朱暉、林の言に據りては施行すべからずと奏し、事、遂に寝む。…帝、卒に林等の言を以て然りと爲す。…暉等、皆な自ら繫獄す。…暉曰く「…」と。…帝の意解け、其の事寝む（是時穀貴、縣官經用不足…尚書張林上言「穀所以貴、由錢賤故也。可盡封錢、一取布帛爲租、以通天下之用。…」。（朱）暉奏據林言不可施行、事遂寝。…帝卒以林等言爲然。…暉等皆自繫獄。…暉曰「…」。…帝意解、寢其事）。

とあり、これは従来、元和年間（84～87）に尚書張林が布帛の貨幣化を提言したものと解されてきた。この説は、元和年間以前に布帛が貨幣でなかったことを前提としている。しかし本文は、実際には錢納税制の停止と、布帛による税制の確立、さらにはそれによって得た布帛を用いて「天下の用（穀物）を通ぜしむ」ることを提言したもので、必ずしも元和年間以前に布帛が貨幣（経済的流通手段）でなかったことをしめ

すものではない。現に『後漢書』には、布帛や黄金を用いて穀物や家畜などを購入している例（193）がある。また前掲食貨志下に「凡そ貨は、金錢布帛の用なり」とあり、これは班固が『漢書』の執筆に取り組むようになった明帝期（57～75）以降の実情をふまえた記載と考えられる。さらに、永平六年（66）の紀年をもつ「開通褒斜道摩崖」石刻には<sup>19</sup>

永平六年、漢中郡、詔書を以て廣漢蜀郡巴郡徒二千六百九十人を受け、褒余道を開通せんとす…最凡、用功は七十六萬六千八百餘人、瓦は廿六萬九千八百四器、用錢は百四十九萬九千四百餘斛粟。九年四月に成就し、益州東より京師に至るまで、去就安穩たり（永平六年）、漢中郡以詔書受廣漢蜀郡巴郡徒二千六百九十人、開通褒余道…最凡用功七十六萬六千八百【餘人】、瓦廿六萬九千八百四【器】、用錢百四十九萬九千四百餘斛粟。九年四月成就、益州東至京師、去就安穩【】。

とあり、「用錢」の単位が「斛粟」となっており、穀物が錢の代わりに貨幣とされることもあったことを窺わせる。とするならば、建武十六年以降の経済状況を検討する上で、前もって黄金・穀物・布帛などを検討対象外とするのは問題であろう。

そこで改めて『後漢書』の錢・黄金・布帛の用例（穀物は別稿で検討予定）をみると、黄金の用例は少ないものの、既述のごとく錢の授受に関する記載は二〇〇例近くみえ、その

数は『史記』・『漢書』と同等もしくはそれ以上である。また布帛の用例も多く、それと錢の用例の総数は四〇〇近くにもなる。単純に事例数のみを比較すると、これは『史記』・『漢書』以上である。しかれば、従来の中国古代貨幣經濟盛衰論のうち、後漢時代に貨幣經濟が衰えたとする見解は、各研究者の視点や貨幣の定義の違いによるものかどうか以前に、むしろまず実証的に批判されねばなるまい。<sup>20</sup> それによつて後漢貨幣經濟が前漢以上に栄えていたか否かはともかく、少なくとも後漢時代に貨幣經濟がなかつたとはいえないのである。では、錢・黄金・布帛などを構成要素とする後漢貨幣經濟には、一体どのような特質があつたのか。

### 第三節 錢・黄金・布帛の用途

後漢貨幣經濟の特質を解明するにあたり、本節ではまず、後漢時代の錢・黄金・布帛の使用状況を確認し、それを前漢時代の状況と比較する。そのさいに参考となるのが、『史記』・『漢書』よりみた前漢・新における錢・黄金・布帛の授受例を収集・整理した別稿付表と、本論付表である。そのうち前者よりみた前漢時代の錢・黄金・布帛の用途の傾向については、すでに別稿でつぎのように概括した。<sup>21</sup>

すなわち、前漢時代の錢・黄金・布帛の用途には大きな違いがあり、そこには一定の規則性があつた。それによると、

賜与物・贈与物としての黄金と錢の価値は必ずしも上下関係にあるわけではなく、それらと布帛の関係も一元的に説明しうるものではなかつた。むしろ前漢時代の錢・黄金・布帛は、それぞれ全く異なる流通回路を有しており、贈与物・賜与物・呪物などとして各々独自に流通していた。たとえば前漢時代では、錢は軍功褒賞・对徙民賜与・喪葬関連・餽別、黄金は軍功褒賞・官吏退職金・対外国交易・対外国賜与、帛は対外国交易・対外国賜与・社会的名望や地位を有する民への賜与・社会的福祉の必要な弱者への賜与・病氣見舞い・中級以下の官吏に対する賜与などに用いられ、それらの用途は基本的に相互に代替されないものであつた。これより筆者は、前漢時代の錢・黄金・布帛が經濟的流通手段として共通の機能を果たす一方で、当時の經濟・制度・習俗の複雑な絡み合いを背景としてそれぞれ独自の社会的機能をも果たしていたこと、そのような各貨幣の相互補完的關係の上に、地域性を胚んだ柔構造として前漢貨幣經濟が存立していたことを論じた。それでは、このような時代的特徴を有する前漢貨幣經濟は、その後どのように変化していったのか。そこでつぎに本稿付表をみると、後漢における錢・黄金・布帛の用途上の特徴として、つぎの八点が見出される。

第一に、黄金の授受数は、前漢と比べると非常に少ない。<sup>22</sup> よつて、多くの先学も指摘するように、黄金の流通量は前漢から後漢にかけて激減したと考えられる。もつとも、前漢刑

法の一つには罰金刑があり、それは後漢にも継受された<sup>(28)</sup>。また国外関連の授受や賄賂に黄金を用いた例も少しはある。けれども付表をみると、黄金の授受例が建武以降に激減しているのは確かなのである。その理由については諸説あるが、黄金関連の史料が新末〜後漢初に一举に消え去っている以上、それが戦乱による突発的現象(国外流出や紛失)であったことは間違いない。

第二に、国外関連の授受には、既述のごとく黄金と、さらに布帛が選好され、銭はほとんど使用されなかった<sup>(29)</sup>。これは前漢と同様の傾向で、国外の人びとが漢銭を常用しておらず、銭に価値を見出していなかったことに一因があるろう。前漢にはさらに銭の国外流出禁止規定があったが、後漢にも同様の規定が存在したのかもしれない。ちなみに付表をよくみると、国外関連の物財授受において銭が用いられた例も皆無ではない<sup>(30)</sup>。しかしその中には、青州・徐州に「歸附」した「鮮卑大人」と、「歸義内屬」した「蜀郡旄牛徼外夷」への銭賜与が含まれ、それらはいくまでも郡県への内属予定者を対象としている。また残る一例は「徼外蠻」などへの賜与例であるが、これも「小君長」のみを対象とした特例と解される。これより、国外関連の銭授受はやはり原則上存在しなかったと論定される。

第三に、布(麻織物)の賜与は、帛(絹織物)賜与と比較すると圧倒的に少なく、そのほとんどは喪葬関連であった<sup>(31)</sup>(そ

れ以外の例外的事例に規則性を見出すことは困難<sup>(32)</sup>。また喪葬関連の賜与には銭も常用され、光武帝期には帛も使用された<sup>(33)</sup>。これに対して前漢では、既述のごとく喪葬関連の賜与物として銭と帛が常用された。とすると、後漢時代(とくに光武帝期よりも後)の特徴の一つは、喪葬時に銭・帛の代わりに銭・布を用いる点に求められよう。帛の代わりに布を用いるようになった理由は不明だが、後漢には奢侈批判が盛行したので(王符「潜夫論」浮侈篇、崔寔「政論」など参照)、おそらく喪葬儀礼にも質素さが求められるようになり、その結果、喪葬賜与に高価な帛でなく安価な布を用いる傾向が生まれたのである<sup>(34)</sup>。

第四に、贖罪関連の支払には「縑<sup>ふたぎ</sup>」が用いられた<sup>(35)</sup>。漢代には正刑としての贖刑と、換刑としての贖刑があったとされるが、ここでいう贖罪とは後者に相当する。というのも、付表の「贖」の例は詔に基づいて「死刑」者などに発せられた臨時的措置で、初めから「贖」刑が課されることになつていたわけではないからである。では一体なぜ後漢国家は、そのような臨時的な贖罪措置をたびたび施行し、なぜそのさいに「縑」を支払させたのか。犯罪者を赦してまで「縑」の納付を優先する以上、「縑」が後漢国家にとって重要なものであったことは確かである。そこで付表をみると、当該例は光武帝期に一例、明帝期に三例、章帝期に二例、和帝期に一例、順帝期に一例、靈帝期に六例あり、その中でも靈帝期につい

ては、売官・売爵・賄賂が横行し、皇帝自らも物財に貪欲であった靈帝特有の現象であったと考えられる。すると、残る事例は順帝以前に集中していることになる。ここで、国家による「縑」の支出例をみると、その大規模なものとして軍需物資としての「縑」が挙げられるが、じつはちょうど順帝期以前に後漢では西羌の反乱があり、大量の軍需物資が必要であった。とすると、「縑」による贖罪規定は、そのような対西羌戦争の物資獲得を一つの目的としていたのではないか。

第五に、官吏の退職には銭が常用され、そのさいに帛が賜与されることもあった。<sup>34</sup> 既述のごとく、前漢時代の官吏の退職には黄金が常用されていたので、これは黄金の激減した後漢特有の現象といえる。布帛よりも銭が常用された理由は不明だが、おそらくはそれが退職者の生活を支えるもつとも実用的な経済的流通手段であったからであろう。

第六に、徙民・謫戍・懸賞時の賜与には銭・黄金・布帛のどれかが使用されたが、最多は銭であった。<sup>35</sup> そこでその詳細をみると、銭以外の例のうち、22・218・383は黄金賜与、22・23・57は帛賜与の例であるが、22は後漢に攻められて滅亡寸前の公孫述が起死回生の策として「敢死士」を募集したときの例外で、必ずしも後漢の通例ではない。また23・57・218は国外関連賜与に分類される。すると残るは383だけとなる。これは、ある殺人犯を「懸金購募」した例で、「購募」に銭を

用いるばあい(217)と好対照をなす。<sup>36</sup> では後漢の懸賞制度には、なぜ銭と黄金が用いられたのか。ここで前漢の懸賞制度を振り返ってみると、拙稿で指摘したように、それでも銭と黄金が状況におうじて使い分けられている。<sup>37</sup> とすると、懸賞時に黄金と銭を用いる後漢の制度的骨子は、まさに前漢から継受されたものと解されよう。では、それ以外の徙民・謫戍・募民時の賜与はなぜ銭でなされたのか。そこで注目すべきは、それらの賜与例が前漢にもあり、それでも銭が用いられている点である。その理由について筆者は以前、(a)徙民・謫戍にとつて銭の実用性が高かったこと、(b)徙民・謫戍が軍功の一種とみなされ、軍功褒賞制の基準に基づき銭賜与の対象とされたことの二点を挙げた。すると後漢の徙民・謫戍も、それと同様の理由で銭賜与の対象に選ばれたのであろう。現に、その事例中には「装銭(支度金)」の語がみえ、銭が旅支度用に賜与されており、少なくともその背景に銭の実用性の高さがあつたことを窺わせる。

第七に、官吏の疾病時に見舞金のような形で賜与がなされるばあいには銭が常用され、布帛の例も二つある。もつとも帛の事例は、史料の読み方次第では官吏退職時の賜与とも解しうるので、問疾時に賜与されたのは銭と布だけといえるかもしれない。いずれにせよもつとも多く賜与されたのは銭であった。これに対して前漢では、既述のごとく問疾賜与に帛が常用された。その理由は、帛が高級で温かい衣料と認識さ

れていたために、賜与者がそれを賜与して病人の快癒を願ったからであった。では、その習俗はなぜ前漢から後漢にかけて変化したのか。その理由は不明だが、これが習俗の時代的变化の一端をしめすものであることは確かである。

第八に、三老（五〇歳以上で善行があり、よく民衆の師たるべき者として選ばれた郷三老、あるいは県三老）・孝（親に仕えて孝行な者）・弟（悌。長幼の序をわきまえた者）・力田（農業に精励する者）・貞婦には「帛」が賜与され、鰥（老鰥やも夫）・寡（老寡婦）・孤（幼少で父なき者）・独（高齢で子のいない者）・高年（高齢者）などには「帛」ないし「布帛」が賜与された。佐藤武敏氏が指摘するように、三老・孝悌・力田・貞婦への賜与は、郷村社会の秩序強化、高年・鰥・寡・孤・独への賜与は、社会福祉の施策であろう。では、これらの賜与にはなぜ「帛」が常用されたのか。ここで注意すべきは、前漢でも当該賜与に「帛」が常用されていたことである。その理由についてかつて筆者は、それが暖かい衣料たりうるものであったがゆえに、賜与者たる皇帝はその温もりを通じて対象者を労わり、顕彰し、それによって皇帝の恩徳を民に直接伝えようとしたと論じた。<sup>(4)</sup>すると後漢における当該賜与も、それと同様の意味をもっていたのであろう。

以上の検討によると、前漢と後漢の銭・黄金・布帛の用途には各々大きな相異があったことになる。前節でのべたように、前漢後半期以降の貨幣経済は必ずしも衰退の一途を辿つ

たわけではないが、本節での検討によれば、それはさらに前漢とは異なる質的变化を経ていた。たとえば後漢では、銭・黄金・布帛を主たる貨幣とする点では前漢と共通するものの、減少した黄金の代わりに銭が代替的機能を果たすようになっていた。そしてその背景には、黄金の量的減少などの物理的事情に加え、当時の制度や習俗の時代的变化（貨幣流通の地域的範囲・習俗的範囲の変化、葬送儀礼の質素化など）が深く関与していた。とすると、それは当然、後漢における銭・黄金・布帛の経済的流通手段としての動きにも大きな影響を与えてであろう。逆にいえば、後漢貨幣経済のあり方を理解する上で、当時の経済事情を考察するだけでは不十分なのである。これより、後漢貨幣経済の特質とは、そのような後漢独自の用途をもつ銭・黄金・布帛が織りなす多元的構造に求められると考えられる。

### おわりに

以上本稿では、後漢時代に銭・黄金・布帛などを主たる要素とする多元的貨幣経済が展開していたこと、そこに前漢貨幣経済とは異なる時代的特質があったことを論じた。それによると銭・黄金・布帛は、当時の経済・制度・習俗を背景に、それぞれ全く異なる流通回路を有していた。後漢貨幣経済は、銭・黄金・布帛などを主とする多元的構造を有していたとい

う点では前漢と大差なく、その点でたんなる前漢貨幣経済の延長とも位置づけられるが、そこには大きな時代的差異もあつたのである。

このことは、別稿でも指摘したように、ある貨幣の増減が、べつの貨幣の需要に必ずしも影響を及ぼさないということの意味する。貨幣それぞれが、重複する機能を有するとともに、相互に代替することのない機能を有していた以上、ある貨幣の不足をべつの貨幣で補うことが困難なばあいも当然あつたと考えられるからである。すると、銭・黄金・布帛の実勢比価が後漢を通して全く変化しなかつたとは考えがたい。これは、たとえば秦漢時代に銭―黄金間に絶対的比価があつたとする定説を批判した別稿での検討結果を傍証する。またこのことは、『後漢書』の中から特定の貨幣を選び、その数量の多寡を指標にインフレやデフレ、あるいは貨幣経済の盛衰などを論ずることがもはや困難であることを意味する。貨幣経済の進展は、必ずしも漢代社会の市場化のみを意味せず、むしろ貨幣（経済的流通手段）の方が当時の制度や既存の習俗と折り合いをつける形で特定目的化（ earmarked ）されることもあつたのである。<sup>14)</sup>

また、銭・黄金・布帛の価値が各々自在に変化したということ、それらが必ずしも相互规定的な関係にないということ、後漢国家にとって三者のバランスを維持することが容易でなかつたことをしめす。むしろそれらの流通が当時の経済・

制度・習俗によって重層的に決定されていた以上、後漢には前漢と同様、市場原理が比較的機能する地域とそうでない地域、中央政府の制度が及ぶ地域とそうでない地域、特定の貨幣を偏重する習俗のさかんな地域とそうでない地域等々が、十分に均一化されないままに並存していたとみられる。しかも、たとえば布帛の流通量は、衣料としても用いられるがゆえに、当時の都市部における一過性的な流行などによつても左右されたようである。<sup>15)</sup>

それでは後漢国家は、このような柔構造を有する貨幣経済をいかに制御しようとしたのか。以上の検討によると、それはきわめて困難であつたかのごとくであるが、それにもかかわらず、後漢国家はなぜその上に二〇〇年近くも存立しえたのか。今後はこの問題について検討したい。また以上によると、前漢から後漢にかけて貨幣経済は必ずしも衰えたとはいえず、銭の使用範囲もむしろ拡大傾向にあつたが、それでは魏晋南北朝以降、かかる多元的構造を有する貨幣経済は一体どのように変化したのか。これもまた今後の課題である。

注

(1) 筆者はこれまでに中国古代貨幣経済史に関する拙稿をいくつ公开发表し、二〇〇九年六月にそれらを修正・総括した学位請求論文『中国古代貨幣経済史の研究』を早稲田大学に提出し、同年十月十四日に学位を取得したが、本稿で引く私見は基本的に本博士論文による。

(2) 注1前掲論文。

(3) 注1前掲論文。

(4) 佐原康夫『漢代都市機構の研究』(汲古書院、二〇〇〇年)所収「居延漢簡月俸考」・「漢代貨幣史再考」・「漢代の貨幣経済と社会」参照。

(5) 彭信威『中国貨幣史(第二版)』(上海人民出版社、一九六五年)、山田勝芳「後漢における貨幣経済の衰退(発表要旨)」(『集刊東洋学』第六四号、一九九〇年)、『秦漢財政収入の研究』(汲古書院、一九九三年)、「王莽代貨幣史」(『東北大学東洋史論集』第六輯、一九九五年)、「後漢・三国時代貨幣史研究——古代から中世へ——」(『東北アジア研究』第三号、一九九九年)、「貨幣の中国古史」(朝日新聞社、二〇〇〇年)など。

(6) 佐藤武敏『中国古代絹織物史研究』上(風間書房、一九七七年)。

(7) 伝世文献には「粟石：錢」・「穀石：錢」などの表現が散見し、穀物が一般に錢で売買されていたことは明白。

(8) 雇傭者に対する支払は41。また280も雇傭の例と解しうる。

(9) 「裝錢」は71・114・123。

(10) 後漢時代に錢が民間に深く浸透していたことの証拠として、彭注5前掲書は、後漢・王充『論衡』量知篇「手中無錢、之市使(決)貨、貨主問曰「錢何在」。對曰「無錢」。貨主必不與也。夫胸中不(無)學、猶手中無錢也、欲人君任使之、百姓信嚮之、奈何也」を引証。ちなみに牧野巽「中国古代貨幣経済の衰退過程」(『牧野巽著作集 中国社会学史の諸問題』第六卷、御茶の水書房、一九八五年)は、後漢時代には貨幣の流通範囲が非常に縮小して局地的にその相対的過剰現象が生じたとしつつも、貨幣の絶対量は減少したとする。たしかに後漢末には、中央政府の高官や宦官のあいだで錢の賄賂が横行する一方、靈帝期頃の東牌樓出土漢牘(12)に「臨湘守令臣肅上言、荆南頻遇軍寇、租默法賦、民不輸入、冀蒙赦令、

云當虧除。連年長通、倉空無米、庫無錢、布。…」とあること、錢・布・粟の不足に悩む多くの地方城市が生まれたようである。しかしそのような貨幣流通の中央政府一極集中化はたして後漢全体に通底する現象であったか否かは不明で、後漢時代に錢の絶対量が不足していたか否かも確認できない。なお東牌樓簡牘の版・釈文は、長沙市文物考古研究所・中国文物研究所編「長沙東牌樓東漢簡牘」(文物出版社、二〇〇六年)、前掲東牌樓出土漢牘(12)が中平五年(188)以後の靈帝期の史料であることについては王素「長沙東牌樓東漢簡牘選釈」(『文物』二〇〇五年第十二期)参照。

(11) 『漢書』は『史記』や『後伝』などを班固がまとめ直したものを母体とし、そこに『別録』・『七略』を転用した芸文志、班昭(班固の妹)・馬融(馬融の弟)が統修した可能性の高い八表・天文志などを加えた史書であるが、本稿本文で引用した食貨志下の文は、『史記』にみえず、『後伝』も帝紀と列伝よりなることが知られる。よって、食貨志下の該当箇所は班固の撰であったとみられる。

(12) 山田注5前掲論文など。とくに錢範については陝西省錢幣学会編著『秦漢錢範』(三秦出版社、一九九二年)参照。建武三年(E.P.P22:21・E.P.P22:29)・建武四年(E.P.P22:45・E.P.P22:54)・建武六年(E.P.P22:38A)の居延漢簡の図版・釈文については、甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・文物部古文獻研究所・中国社会科学院歴史研究所(編)『居延漢簡甲渠候官与第四隧』(中華書局、一九九四年)。

(13) 注1前掲論文。

(14) 『漢書』の食貨志下や王莽伝中によると、「貨泉」・「貨布」施行後も、民間での「五銖」錢人氣は想像以上に高く、王莽の度重なる禁令発布にもかかわらず、「五銖」錢が「貨泉」施行後、建武十六年に至るまで非合法的に市場に出回っていた可能性は否めない。

更始帝の「五銖」錢鑄造と、竇融の鑄錢については前掲注12所引の居延漢簡参照。また公孫述の鑄錢については、『後漢書』公孫述列伝建武六年条に「是時、述廢銅錢、置鐵官錢、百姓貨幣不行。蜀中童謠言曰、「黃牛白腹、五銖當復」。好事者竊言王莽稱「黃」、述自號「白」、五銖錢漢貨也。言天下當并還劉氏」とあり、公孫述が建武六年に成都で鉄錢を鑄造したことが知られる。ただしその錢文については、①「五銖」説（陳氏凶経・戴熙「古泉叢話」など）、②「貨泉」説（山田注5前掲論文）、③不明説（彭注5前掲書）がある。

(15) 各地方勢力はその代表的人物名で表記した。ただし劉永・隗囂などの勢力は当人達の死後にも殘党勢力があり、地図中の勢力滅亡年は殘党勢力の滅亡をさす。

(16) 『後漢書』馬援列伝「初援在隴西上書言宜如舊鑄五銖錢。事下三府、三府奏以爲未可許、事遂寢。及援還、從公府求得前奏難十餘條、乃隨牒解釋、更具表言。帝從之、天下賴其便」。

(17) 「五銖」錢の鑄造が建武十六年にまで遅れた理由について、彭注5前掲書や山田注5前掲論文は、建武十六年以前には「貨泉」が主流であったこと、「貨泉」の文字の部首を組み替えると「白水真人」になること、光武帝が「白水郷」に拠点を置く南陽劉氏の出自であること、当時「白水」から挙兵した者が天下を治めるとの讖緯思想があったことを指摘した上で、王莽以来の「貨泉」が光武帝の正統性を担保しており、それゆえ光武帝は天下統一（建武十二年）後、耕地・戸籍調査などを施行し（建武十五年）、政權の安定が確保された建武十六年に至るまで、「五銖」錢發行に踏み切らなかつたとする。だが、建武十六年の「五銖」錢發行は、あくまでも馬援が反対派を論破した結果であり、そのさいに反対派はももって「十餘條」の反対意見を提示していたとある。よって、光武帝が「五銖」錢鑄造になかなか踏み切らなかつた理由を一つ

に還元することはできない。しかも、かりに「五銖」錢が光武帝の正統性を担保していたとすると、馬援は建武十六年に光武帝の正統性を批判したことになるが、はたして光武帝の臣たる馬援がそのような危険を伴う提言をするであろうか。この問題は今後の検討課題である。

(18) 前掲注12所引「秦漢錢範」には「建武十七年三月丙申太僕監掾蒼考工令通丞或令史風工周儀造」という文をもつ「五銖」錢錢範が収録されているが、強調箇所は諸説あり、建武十七年説以外にも建武二年説・建武十一年説・建武十六年説がある。しかし、陳垣『二十史劄聞表』（中華書局、一九六二年）、徐錫祺『新編 中国三千年曆日檢索表』（人民教育出版社、一九九二年）、張培瑜『三千年曆日天象』（大象出版社、一九九七年）、吉村昌之「出土簡牘資料にみられる曆譜の集成」（富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三年）などをふまえると、その中で三月に「丙申」の日があるのは建武十六年と建武十七年だけである。

(19) 永田英正編『漢代石刻集成』（同朋舎出版、一九九四年）参照。発見当初に解説され、のちに剥落した部分は「      」で括った。

(20) 前後漢における錢・黄金・布帛に関する先行研究は、『西漢會要』、『東漢會要』に抽出されている黄金や布帛の賜与例を傾向分析の史料とするか、別途『史記』・『漢書』・『後漢書』の帝紀の中から賜与例を抽出して傾向分析の史料とするものが非常に多いが、量的研究を行う上で最初からそのように事例数を限定する理由はなく、正確さを欠くものと思われる。そこで本稿では、先行研究の中でもとくに精度の高い彭信威・山田勝芳・佐藤武敏諸氏の研究を挙げるにとどめ、さらにそれを付表に基づき批判した。

(21) 注1前掲論文。

(22) 後漢鎮墓瓶に「謹奉金銀」・「謹奉黄金千斤兩」・「謹以鉛人金玉」

などとなり、死後の世界に用いた黄金が求められていることからわかるように、黄金の価値は後漢時代にも失われていない。後漢鎮墓瓶については鈴木雅隆「後漢鎮墓瓶集成」(『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第五号、二〇〇七年)など参照。

(23) 罰金は108。

(24) 唐任伍「西漢巨量黄金消失之謎考」(『史学月刊』一九八九年第五期)など。

(25) 国外関連の帛授受は 9・13・19・23・29・32・43・44・45・50・51・52・53・56・57・65・77・100・134・136・167・173・186・187・190・191・192・193・194・229・230・233・234・240・241・243・263・264・269・275・276。黄金授受は 13・19・32・43・44・65・100・160・167・167・172・173・187・191・192・214・229・230・234・243・269・276・300・370。

(26) 注1前掲論文。

(27) 国外関連の銭賜与は 76・190・193・194。

(28) 喪葬関連の布賜与は 135・154・166・169・170・201・210・211・212・225・236・273・274・297・310・354。

(29) 喪葬関連以外の類型化困難な布賜与は 30・81・84・91・112・119・131・137・146・147・148・159・161・166・170・179・196・199・200・201・208・235・237。

(30) 喪葬関連の銭賜与は 24・33・40・48・66・67・83・105・116・135・154・156・166・169・170・201・205・210・212・213・225・226・236・238・239・244・255・256・262・270・274・277・295・299・302・310・316・341・354・359。喪葬関連の帛賜与は 25・28・53・61・376・378。ただし 376・378は時期不明で、378は対象者が「貞義」とたえられた婦女で、力田などと同じ分類であった可能性もある。

(31) 贖罪関連の帛授受(とくに練)は 16・17・68・69・70・90・91・92・101・102・103・131・132・133・161・162・163・177・278・326・333・334・335。贖罪関連の銭授受として 8と257があるが、8は

公孫述による強奪に近い例、257は「義銭」と称される特例で、いずれも制度的な贖罪とは異なる。

(32) 角谷常子「秦漢時代の贖刑」(梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所、一九九六年)。

(33) 軍需物資関連の事例は 6・18・26・279・318・319・320・325。

(34) 退職の銭賜与は 14・39・42・47・139・153・184・232・271。帛賜与は 14・42・271。

(35) 徙民・謫戍・募民・募兵・購賞への銭賜与は 1・46・74・78・217・285。黄金賜与は 22・218・383。帛賜与は 22・23・57。

(36) 軍功褒賞の銭賜与は 208・209・213・227・252・268・301・303・305・309・312・317・324・327。黄金賜与は 10・19・62・229・252・340。帛賜与は 15・19・62・229・252・321・322。

(37) 注1前掲論文。

(38) 間疾時の銭賜与は 84・165・184・185・251・271。布賜与は 251、帛賜与は 271。

(39) 三老・孝悌・力田・貞婦への帛賜与は 141・224・242・258・179・288。布賜与は 199。事例数的にみて 199の「布」は「帛」の誤りであろう。高年・鰥寡・孤獨等への帛賜与は 142・261。布帛賜与は 159。もともと、「帛」賜与の例は「高年」に対する一例のみなので、他の「帛」賜与の多さを勘案すると、それは「帛」の誤文か、「布帛」の語を以て織物一般を意味し、実際には帛織物のみを指示した例ではないか。

(40) 佐藤注6前掲書。

(41) 女性に対する賜与一般(15・45・104・140・156・183・189・202・224・242・258・260・276・288・291・297・328・341・363・378)のうち、喪葬関連や贖罪関連などの特定理由をもつ事例と、当該女性以外にも同時に物財を賜与された者があり、どれが誰に賜与されたのか特定困難な例を除くと、銭賜与は 104・183・189、布帛賜与は、15・45・

140・184・190・203・224・242・258・289、黄金賜与は184・203。

(42) 注1前掲論文。

(43) 注1前掲論文。

(44) 貨幣の特定目的化 ( earmarked ) の意義については、Zelizer, V.A.

(1994) *The Social Meaning of Money*, New York: Basic Books 参照。

(45) 『後漢書』馬援列伝付馬廖列伝「城中好高髻、四方高一尺。城中好廣眉、四方且半額。城中好大袖、四方全匹帛」は前漢末の諺で、後漢初期にも俚諺として伝承された。

(46) 後漢貨幣經濟の展開とは対照的に、じつは当時の知識人の中にはそのような貨幣經濟を批判する者も少なからず存在した。たとえば後漢・王符『潜夫論』浮侈篇や、西晉・魯褒『錢神論』には、前漢後半期以降に奢侈を好む人びとが増えたこと、そのような風潮が西晉時代にまで続いていたこと、そしてそのような風潮を王朝や魯褒などが苦々しく思っていたことをしめしている。「守錢奴」の語が『後漢書』文苑列伝下・趙壹伝の批判的文脈の中で登場することも、その何よりの証拠である。では、このような貨幣經濟を前提とした奢侈の存在と、それに対する批判はいかに発生し、どのように変化したのか。これも、川勝義雄『六朝貴族制社会』（岩波書店、一九八二年）、谷川道雄『中国中世社会と共同体』（国書刊行会、一九七六年）以降のいわゆる共同体論争をふまえつつ、今後検討せねばならない問題である。

〔付注〕 本稿は、平成十七年度～二十一年度文部科学省特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成——寧波を焦点とする学際的創生——」の貨幣論班第十四回研究会「東アジア貨幣史の諸問題」（於東京大学）で二〇〇九年六月五日に行なった研究報告「後漢時代における貨幣經濟の展開とその特質」に基づくもので、平成二十一年度文部科学省科学研究費補助金特別研究員奨励費（研

究課題「中国古代贈与交換史の研究——「貨幣經濟」と「贈与交換」の関係を中心に——」による研究成果の一部である。

日本学術振興会特別研究員（P・D・早稲田大学）

【付表】後漢時代における錢・黄金・布帛の授受

	年号	賜与物	授者	受者	理由	詳細	出典
更始帝	1 更始	錢千萬	光武帝	李忠	募集	王郎遣將攻信都、信都大姓馬寵等開城內之、收太守宗廣及[李]忠母妻、而令親屬招呼忠。時寵弟從忠爲校尉、忠…因格殺之。…忠曰「若縱賊不誅、則二心也」。世祖聞而美之、謂忠曰「今吾兵已成矣。將軍可歸救老母妻子。宜自募吏民能得家屬者。賜錢千萬、來從我取」。	21
	2 建武前	數百萬餘	張堪	兄子	贈与	張堪…早孤、讓先父餘財數百萬餘兄子。	31
	3 建武前	繡帛數百匹等	耿純	光武帝	上納	會世祖度河至邯鄲、[耿]純即謁見、世祖深接之。純退、見官屬將兵法度不與它將同、遂求自結納、獻馬及繡帛數百匹。	21
	4 更始敗	繡帛等	趙惠	更始親屬	贈与	更始敗、[趙]惠爲赤眉兵所圍…得免。既入丹水、遇更始親屬、皆裸跣塗炭、飢困不能前。惠見之悲感、所裝繡帛資糧悉以與之、將護歸鄉里。	26
光武帝	5 建武1	絮五百斤等	光武帝	卓茂	賜与	時光武帝初即位…詔曰「前密令卓茂、束身自修…當受天下重賞…今以茂爲太傅、封襄德侯、食邑二千戶、賜几杖車馬・衣一襲・絮五百斤」。	25
	6 建武1?	繡帛等	光武帝?	吳漢	輸送	世祖微時、見[張]堪志操、常嘉焉。及即位、中郎將來歙薦堪、召拜郎中、三遷爲謁者。使送委輸繡帛、并領騎七千匹、詣大司馬吳漢伐公孫述、在道追拜蜀郡太守。	31
	7 建武1?	黄金二百斤	光武帝	董融	賜与	…賜[董]融璽書曰「…威德流聞…天下未并…王者有分土、無分民、自適已事而已。今以黄金二百斤賜將軍、便宜輒言」。因授融爲涼州牧。	23
	8 建武1?	家錢千萬	譙瑛	公孫述	贖罪	後公孫述僭號於蜀、[譙玄]連聘不諧。…遂受毒藥。玄子瑛泣血叩頭於太守曰「方今國家東有嚴敵、兵師四出、國用軍資或不常充足、願奉家錢千萬、以贖父死」。太守爲請、述聽許之。	81
	9 建武3	繒綵等	彭寵	匈奴	国外	建武二年…明年春、[彭]寵遂拔右北平・上谷數縣。遣使以美女繒綵賂遣匈奴、要結和親。單于使左南將軍七千騎、往來爲游兵以助寵。	12
	10 建武3	黄金三十斤	光武帝	朱祐	軍功	延岑自敗於穰、遂與秦豐將張成合、[朱]祐率征虜將軍祭遵與戰於東陽、大破之…進擊黃郵、降之、賜祐黄金三十斤。	22
	11 建武5	金玉等	彭寵	蒼頭子密等	強盜	五年春、[彭]寵…獨在使室。蒼頭子密等三人因寵臥牀、共縛著牀…於是兩奴將妻入取寶物…於是收金玉衣物、至寵所裝之被馬六疋、使妻縫兩繡囊。	12
	12 建武6	繒帛等(=財物)	光武帝	隗囂	賜与	六年、關東悉平。…帝遣・尉銚期持珍寶繒帛賜[隗]囂、期至鄭被盜、亡失財物。帝常稱囂長者、務欲招之、聞而歎曰「吾與隗囂事欲不諧、使來見殺、得賜道亡」。	13
	13 建武6	金幣	光武帝	匈奴	国外	建武…至六年、始令歸德侯劉熾使匈奴、匈奴亦遣使來獻、漢復令中郎將韓統報命、賂遺金幣、以通舊好。	89
	14 建武6	錢帛等	光武帝	馮異	賜与 or 退職	六年春[馮]異朝京師。引見、帝謂公卿曰「是我起兵時主簿也。爲吾披荊棘、定關中」。既罷、使中黃門賜以珍寶・衣服・錢帛。	17
	15 建武8	繡千匹	光武帝	欽妻	賜与 or 軍功	八年春、[來]欽與征虜將軍祭遵襲略陽…斬[塊]囂守將金梁、因保其城。囂…圍略陽…欽與將士固死堅守…帝乃大發關東兵…圍解。於是置酒高會、勞賜欽、班坐絕席、在諸將之右、賜欽妻繡千匹。	15

16	建武8	纁	天下死罪	光武帝	贖罪	[楚王]英少時好游俠…晚節更喜黃老、學爲浮屠齋戒祭祀。八年、詔今天下死罪皆入纁贖。英遣郎中令奉黃纁白紵三十四詣國相曰「…歡喜大恩、奉送纁帛、以贖愆罪」。國相以聞。	42
17	建武8	黃纁白紵三十四	楚王英	國相			
18	建武12	金帛繪絮	光武帝	軍士·邊民	供給·賜与	十二年、遣謁者段忠將衆都池刑配茂[杜]、鎮守北邊…又發委輸金帛繪絮供給軍士、并賜邊民、冠蓋相望。…先是、鴈門人賈丹·霍匡·解勝等爲[盧芳之將]尹由所略、由以爲將帥、與共守平城。丹等聞芳敗、遂共殺由詣鄆涼。涼上狀、皆封爲列侯、詔送委輸金帛賜茂·涼軍吏及平城降民。	22
19	建武12	金帛	光武帝	茂·涼軍吏及平城降民	軍功?		
20	建武12	錢千萬	光武帝	譙慶	賜与	明年、天下平定、[譙]玄弟慶以狀詣闕自陳。光武美之、策詔本郡祠以中牢、勅所在還玄家錢。	81
21	建武12	錢百萬	光武帝	祭彤	賜与	十二年…爲太僕。[祭]彤在遼東幾三十年、衣無兼副。顯宗既嘉其功…拜日、賜錢百萬·馬三匹·衣被刀劍、下至居室什物、大小無不悉備。	20
22	建武12?	金帛	公孫述	敢死士五千餘人	募集	九月、漢兵遂守成都。…延岑…曰「男兒當死中求生、可坐窮乎。財物易聚耳、不宜有愛」。[公孫]述乃悉散金帛、募敢死士五千餘人、以配岑於市橋、僞建旗幟、鳴鼓挑戰、而潛遣奇兵出與漢軍後、襲擊破漢。	13
23	建武13	財帛	光武帝	匈奴	購賞(国外)	…十三年…匈奴聞漢購求盧芳、貪得財帛、乃遣芳還降、望得其賞。	89
24	建武13	錢	光武帝	高詡	喪葬	高詡…拜大司農。在朝以方正稱。十三年、卒官、賜錢及冢田。	79下
25	建武14	賻絹千匹	光武帝	杜詩	喪葬	[杜]詩…政化大行。十四年、坐遣客爲弟報仇、被徵、會病卒。司隸校尉鮑永上書言詩貧因無田宅、喪無所歸。詔使治喪都邸、賻絹千匹。	31
26	建武15	纁	杜茂	兵馬	支給	十五年、[杜茂]坐斷兵馬粟饋、使軍吏殺人、免官、削戶邑、定封參護鄉侯。	22
27	建武15?	千餘萬	不明	不明	竊盜	[歐陽]歛…爲大司徒。坐在汝南臧罪千餘萬發覺下獄。…已死獄中。歛陳陳元上書追訟之、言甚切至、帝乃賜棺木、贈印綬、賻纁三千匹。	79上
28		賻纁三千匹等	光武帝	歐陽歛	喪葬		
29	建武16	繪二萬匹	光武帝	閔林等	国外	十六年、[盧]芳復入居高柳、與閔堪兒林使使請降。乃立芳爲代王、堪爲代相、林爲代太傅、賜繪二萬匹。因使和集匈奴。	12
30	~建武17	布百匹	光武帝	鄧曄	賜与	[鄧]曄…爲上東城門侯。帝嘗出獵、車駕夜還、曄拒關不開。…上書諫曰「…陛下遠獵山林、夜以繼晷…暴虎馮河、未至之戒、誠小臣所竊憂也」。書奏、賜布百匹。	29
31	~建武17	纁百匹	光武帝	祭彤	賜与	光武初以[祭]遵故、拜[祭]彤…遷襄贛令。…數年襄贛政清。蠶書勉勵、增秩一等、賜纁百匹。…建武十七年…	20
32	建武17	黃金錦繡等	光武帝	賢	国外	[莎車國]康死…弟賢代立…十七年、賢復遣使奉獻、請都護。…賜賢西域都護印綬及車旗黃金錦繡。	88
33	建武17	錢百萬	光武帝	嚴光	喪葬	[嚴光]除爲諫議大夫、不屈。…建武十七年、復特徵不至。年八十終於家。帝傷惜之、詔下郡縣賜錢百萬·穀千斛。	83
34	建武19	錢十萬	光武帝	桓榮	賜与	建武十九年…何湯…以尚書授太子。世祖從容問湯本師爲誰、湯對曰「事沛國桓榮」。帝即召榮、令說尚書、甚善之。拜爲議郎、賜錢十萬、入使授太子。	37
35	建武19	錢百萬·繪二百匹等	光武帝	劉般	賜与	十九年、行幸沛、詔問郡中諸侯行能。太守薦言[劉]般東脩至行、爲諸侯師。帝聞而嘉之、乃賜般綬·錢百萬·繪二百匹。二十年、復與車駕會沛、因從還洛陽、賜般·什物、留爲侍祠侯。	39

36	建武20	金錢繡帛	光武帝	郭況	賜与	光武帝郭皇后…父昌…娶安定恭王女…生后及子況。…十七年…進后中子右翊公輔爲中山王。…二十年、中山王…封沛王、后爲沛太后。[郭]況遷大鴻臚。帝數幸其第、會公卿諸侯親家飲燕、賞賜金錢繡帛、豐盛莫比。京師號況家爲金穴。	10上
37	建武20	錢等	光武帝	虞延	賜与	二十年[光武帝]東巡。…[虞]延爲部督郵。勅延從駕到魯。還經封丘城門、門下小、不容羽蓋。帝怒、使捷侍御史、[虞]延因下見引咎、以爲罪在督郵。言辭激揚、有感帝意、乃制誥曰「以陳留督郵虞延故、貴御史罪」。延從送車駕西盡郡界、賜錢及劍帶佩刀、還郡。於是聲名遂振。	33
38	建武20	金	人	戴涉	窃盜	二十年、大司徒戴涉坐所舉人盜金下獄、帝以三公參職、不得已乃策免[董]融。	23
39	建武22	錢等	光武帝	郭伋	退職	[郭]伋以老病上書乞骸骨。二十二年、徵爲太中大夫、賜宅一區及帷帳錢穀、以充其家、伋輒散與宗親九族、無所遺餘。	31
40	建武22	棺錢人三千	光武帝	郡中居人壓死者	喪葬	地震裂。制詔曰「…其令南陽勿輸今年田租芻粟。遺謁者案行、其死罪繫囚在戊辰以前減死罪一等。徒皆弛解鉗、衣絲絮。賜郡中居人壓死者棺錢人三千。其口賦逋稅而壞宅尤破壞者勿收責。吏人死亡或在壞垣毀屋之下而家羸弱不能收拾者、其以見錢殺取備、爲尋求之」。	1F
41		錢等	光武帝		雇傭		
42	建武23?	錢帛等	光武帝	竇融	退職	二十三年…[竇]融復乞骸骨、輒賜錢帛。	23
43	建武26	黃金錦繡、繪布萬匹、絮萬斤等	光武帝	單于	国外	授南單于璽綬…南單于遣子入侍、奉奏詣闕。於是雲中·五原·朔方·北地·定襄·鴈門·上谷·代八郡民歸於本土。遺謁者分將施刑補理城郭、發遣邊民在中國者布還諸縣、皆賜以裝錢、轉輸給食。	1F 89
44		綵綺千匹、鍔四端、金十斤等			匈奴使	89:二十六年、遣中郎將段郴·副校尉王郁使南單于立其庭…乃伏稱臣。…詔賜單于冠帶·衣裳·黃金璽·休綈綬·安車羽蓋·華藻駕馴·寶劍弓箭·黑節三·駙馬二·黃金錦繡·繪布萬匹·絮萬斤·樂器鼓車·檠戟甲兵·飲食什器。又轉河東米糶二萬五千斛·牛羊三萬六千頭、以贍給之。…漢乃遣單于使、令謁者將送、賜綵綺千匹·鍔四端·金十斤、太官御食醬及橙橘·龍眼·荔支。賜單于母及諸閼氏·單于子及左右賢王·左右各蠡王·骨都侯有功善者綵合萬。四歲以爲常。	
45		繪綵合萬(4年に1回)		單于母等			
46		裝錢		邊民在中國者	徙民		
47	建武27	錢十萬	光武帝	衛胤	退職	二十五年[衛胤]徵還。光武欲以爲少府、會胤被疾、不能拜起、勅以桂陽太守歸家、須後詔書。居二歲、載病詣闕、自陳因篤。乃收印綬、賜錢十萬。後卒于家。	76
48	建武27	賻錢千萬	光武帝	樊宏	喪葬	二十七年[樊宏]卒。遺勅薄葬。…帝善其令…賻錢千萬、布萬匹、諡爲恭侯、贈以印綬、車駕親送葬。子儵嗣。帝悼宏不已、復封少子茂爲平望侯。樊氏侯者凡五國。明年、賜儵弟鮪及從昆弟七人合錢五千萬。	32
49	建武28	錢五千萬	光武帝	樊鮪·從昆弟七人	賜与		
50	建武28	雜繪五百匹等	光武帝	單于	国外	二十八年、北匈奴…更乞和親。…班彪奏曰…報荅之辭…曰「…今齋雜繪五百匹·弓韃韞丸一·矢四發、遣遺單于。又賜獻馬左骨都侯·右谷蠡王雜繪各四百匹·斬馬劍各一。…朕不愛小物於單于、便宜所欲、遣驛以聞」。	89
51		雜繪各四百匹等	光武帝	左骨都侯·右谷蠡王			
52	建武31	綵繪	光武帝	北匈奴	国外	三十一年、北匈奴復遣使如前、乃璽書報荅、賜以綵繪、不遣使者。	89
53	建武31	繪綵四千匹等(單于薨時)	光武帝	單于莫	国外(喪葬)	單于比立九年薨…比弟左賢王莫立、帝遣使者齋璽書鎮慰、拜授璽綬、遺冠幘、絳單衣三襲·童子佩刀·緹帶各一、又賜繪綵四千匹、令賞賜諸王·骨都侯已下。其後單于薨、弔祭慰賜、以此爲常。	89
54	建武初	雜繪等	光武帝	任延	遷職	建武初、[任]延上書願乞骸骨…詔徵爲九真太守。光武引見、賜馬雜繪、令妻子留洛陽。	76

	55	建初初	金帛各有差	光武帝	衍師傅已下官屬	賜与	下邳惠王衍、永平十五年封。…建初初冠、詔賜衍師傅已下官屬金帛各有差。	50
	56	建初2	布貫頭衣二領等	邑豪	国家	国外	西部都尉廣漢鄭純爲政清潔…天子嘉之、即以爲永昌太守。純與哀牢夷人約、邑豪歲輸布貫頭衣二領、鹽一斛、以爲常賦、夷俗安之。…建初元年、哀牢王類牟與守令忿爭…明年春、邪龍縣昆明夷鹵承等應募、率種人與諸郡兵擊類牟於博南、大破斬之。傳首洛陽、賜鹵承帛萬匹、封爲破虜傍邑侯。	86
	57		帛萬匹	光武帝	昆明夷鹵承	購賞(国外)		
	58	建武	錢三十萬	光武帝	董宣	賜与	[董宣]…爲洛陽令。時湖陽公主蒼頭白日殺人、因匿主家、吏不能得。…宣於夏門亭候之…因格殺之。主即還宮訴帝、帝大怒。…宣叩頭曰…「陛下聖德中興、而縱奴殺良人、將何以理天下乎。…」…因勅彊項令出。賜錢三十萬、宣悉以班諸吏。	77
	59		錢三十萬	董宣	諸吏	賜与		
	60	建武	繡帛	皇太子等	鄭衆	招聘	建武中、皇太子及山陽王荆、因虎賁中郎將梁松以繡帛聘請·[鄭]衆、欲爲通義、引籍出入殿中。	36
	61	建武	繡五百匹等	光武帝	温序	喪葬	[温序]…死。序主簿韓遵·從事王忠持屍歸歛。光武聞而憐之、命忠送喪到洛陽、賜城傍爲冢地、贈殺千斛·繡五百匹、除三子爲郎中。	81
	62	建武	金帛	光武帝	宋均	軍功?	會武陵蠻反、圍武威將軍劉尚、詔使[宋]均乘傳發江夏奔命三千人往救之。…蠻夷震怖·於是入賊營。…光武嘉其功、迎賜以金帛、令還家上冢。	41
	63	建武	帛四十四	光武帝	周黨	賜与	博士范升奏毀[周]黨曰「…敢私竊虛名、誇上求高、皆大不敬」。書奏、天子以示公卿。詔曰「…太原周黨不受朕祿、亦各有志焉。其賜帛四十四」。	83
	64	建武末	錢千萬	信陽侯陰就	井丹	招聘	建武末、沛王輔等五王·皆好賓客、更遣請[井]丹、不能致。信陽侯陰就、光烈皇后弟也。以外戚貴盛、乃詭說五王、求錢千萬、約能致丹、而別使人要劫之。丹不得已、既至。	83
	65	建武?	金銀香鬪等	諸國侍子·督使賈胡	李恂	国外	李恂…後復徵拜謁者、使持節領西域副校尉。西域殷富、多珍寶、諸國侍子及督使賈胡數遺匈奴婢·宛馬·金銀·香鬪之屬、一無所受。	51
	66	建武?	錢等	光武帝	侯歆	喪葬	[侯]歆…帝大怒…復遣使宣詔責之。…歆及子嬰竟自殺。歆素有重名、死非其罪、衆多不厭、帝乃追賜錢穀、以成禮葬之。	26
	67	建武?	錢二十萬	光武帝	戴憑	喪葬	戴憑…在職十八年、卒於官、詔賜東園梓器、錢二十萬。	79上
明帝	68	中元1	繡二十四	天下亡命殊死以下死罪	明帝	贖罪	十二月甲寅、詔曰「…天下亡命殊死以下聽得贖論。死罪入繡二十四、右趾至髡鉗城旦春十四、完城旦春至司寇作三匹。其未發覺、詔書到先自告者、半入贖」。…※自告者は別。	2
	69		繡十四	右趾~髡鉗城旦春				
	70		繡三匹	完城旦春~司寇作				
	71	中元?	辦裝錢	明帝	劉平·琅邪王望·東萊王扶	賜与	顯宗初、尚書僕射鍾離意上書薦[劉]平及琅邪王望·東萊王扶…有詔徵平等、特賜辦裝錢。至皆拜議郎。	39
	72	中元?	千金	不明	張恢	保藏	顯宗即位…時交阯太守張恢、坐臧千金、徵還伏法、以資物簿入大司農、詔班賜羣臣。[鍾離]意得珠璣、悉以委地而不拜賜。帝怪而問其故。對曰「此臧穢之寶、誠不敢拜」。帝嗟歎曰「清乎尚書之言」。乃更以庫錢三十萬賜意。	41
	73		庫錢三十萬	明帝	鍾離意	賜与		

74	永平1	錢人三萬	明帝	士卒	戍	秋七月、捕虜將軍馬武等與燒當羌戰、大破之。募士卒戍隴右、賜錢人三萬。	2
75	永平2?	纁各有差	明帝	文官太傅·司徒以下	賜与	立春之日、迎春于東郊、祭青帝句芒。車旗服飾皆青。歌青陽、八佾舞雲翹之舞。及因賜文官太傅·司徒以下纁各有差。	祭中
76	永平2~	錢歲二億七千萬	青徐二州	鮮卑大人	国外	永平元年、祭彤復略偏何擊欲志責、破斬之。於是鮮卑大人皆來歸附。並詣遼東受賞賜、青徐二州給錢歲二億七千萬、爲常。明·章二世、保塞無事。	90
77	永平3~	纁	明帝	降胡子	国外	時詔賜降胡子纁、尚書案事、誤以十爲百。帝見司農上簿、大怒、召郎將笞之。	41
78	永平5	裝錢人二萬	明帝	邊人在內郡者	徙民	是歲、發遣邊人在內郡者、賜裝錢人二萬。	2
79	永平5	錢五千萬·布十萬匹	明帝	東平憲王蒼	賜与	[東平憲王]蒼在朝數載…聲望日重、意不自安。上疏歸職曰「…」。帝優詔不聽。其後數陳乞、辭甚懇切。五年、乃許還國、而不聽上將軍印綬。以驃騎長史爲東平太傅、掾爲中大夫、令史爲王家郎、加賜錢五千萬·布十萬匹。	42
80	永平6	帛五十四	明帝	三公	賜与	王雒山出寶鼎、廬江太守獻之。夏四月甲子、詔曰「…方今政化多僻、何以茲茲。…豈公卿奉職得其理邪。太常其以祔祭之日、陳鼎於廟、以備器用。賜三公帛五十四、九卿·二千石	2
81		帛二十五匹		九卿·二千石		」。六年冬、帝幸魯、徵〔東平憲王〕蒼從還京師。明年、皇太后崩。既葬、蒼乃歸國、特賜宮人奴婢五百人·布二十五萬匹及珍寶服御器物。	
82	永平7	布二十五萬匹等	明帝	東平憲王蒼	賜与	[蔡]賀…永平四年、徵拜河南尹、以清靜稱。在官三年卒、詔書愍惜、賜車一乘、錢四十萬。	42
83	永平7?	錢四十萬	明帝	蔡賀	喪葬	[宋]均…以疾上書乞免、詔除子條爲太子舍人。均自扶輿詣闕謝恩、帝使中黃門慰問、因留養疾。司徒缺、帝以均才任宰相、召入視其疾、令兩驢扶之。均拜謝曰「天罰有罪、所苦浸篤、不復奉望帷幄」。因流涕而辭、帝甚傷之、召條扶侍均出、賜錢三十萬。	26
84	永平7?	錢三十萬	明帝	宋均	問疾	九年春三月辛丑、詔郡國死罪囚減罪、與妻子詣五原·朔方占著、所在死者皆賜妻父若男同產一人復終身。其妻無父兄獨有母者賜其母錢六萬、又復其口算。	41
85	永平9	錢六萬	明帝	妻無父兄獨有母者	賜与	是歲、滇湖出黃金。廬江太守以獻。時麒麟·白雉·醴泉·嘉禾所在出焉。	2
86	永平11	黃金	廬江太守	國家	獻上	永平十二年、議修汴渠、乃引見〔王〕景、問以理水形便。…帝善之。又以嘗修浚儀、功業有成、乃賜景山海經·河渠書·禹貢圖及錢帛衣物。…十五年、從駕東巡狩、至無鹽、帝美其功績、拜河堤謁者賜車馬繡錢。	2
87	永平12	錢帛衣物等	明帝	王景	賜与	十五年春、行幸東平、賜〔東平憲王〕蒼錢千五百萬·布四萬匹。帝以所作光武本紀示蒼、蒼因上光武受命中興頌。帝甚善之。	76
88	永平15	纁錢等	明帝	河堤謁者	賜与	十五年春、行幸東平、賜〔東平憲王〕蒼錢千五百萬·布四萬匹。帝以所作光武本紀示蒼、蒼因上光武受命中興頌。帝甚善之。	
89	永平15	錢千五百萬·布四萬匹	明帝	東平憲王蒼	賜与	十五年春、行幸東平、賜〔東平憲王〕蒼錢千五百萬·布四萬匹。帝以所作光武本紀示蒼、蒼因上光武受命中興頌。帝甚善之。	42
90	永平15	纁四十四	亡命自殊死以下死罪	明帝	贖罪	十五年…東巡狩…幸偃師。詔亡命自殊死以下贖、死罪纁四十四、右趾至髡鉗城旦春十四、完城旦至司寇五匹。犯罪未發覺、詔書到日自告者半入贖。	2
91		纁十四	右趾~髡鉗城旦春				
92		纁五匹	完城旦~司寇				
93	永平15	帛百匹	明帝	郎·從官視事二十歲已上	賜与	…賜天下男子爵人三級。郎·從官視事二十歲已上帛百匹、十歲已上二十四、十歲已下十四、官府吏五匹、書佐·小史三匹。令天下大酺五日。乙巳大赦天下、其謀反大逆及諸不應有者皆赦除之。	2
94		帛二十四		十歲已上			

	95	帛十四		十歲已下			
	96	帛五四		官府吏			
	97	帛三匹		書佐·小史			
	98	永平17 錢帛等	明帝	鮑昱	賜与	十七年[鮑昱]代王敏爲司徒、賜錢帛·什器·帷帳。除子得爲郎。	29
	99	永平17 帛十四	明帝	郎·從官視事十歲以上者	賜与	是歲、甘露仍降…制曰「…唯高祖·光武聖德所被、不敢有辭。其敬舉廟、太常擇吉日策告宗廟。其賜天下男子爵人二級、三老孝悌力田人三級、流人無名數欲占者人一級。鰥寡孤獨篤隆貧不能自存者粟人三斛。郎·從官視事十歲以上者帛十四。中二千石·二千石下至黃綬、貶秩奉贖、在去年以來皆還贖」。	2
	100	永平17 金帛	明帝	大昆彌已下	国外	永平十七年冬…始置西域都護·戊己校尉、乃以[耿]恭爲戊己校尉…恭至部、移檄烏孫、示漢威德、大昆彌已下皆歡喜、遣使獻名馬及奉宣帝時所賜公主博具、願遣子入侍。恭乃發使齎金帛、迎其侍子。	19
	101	永平18 縑三十四	天下亡命自殊死已下死罪	明帝	贖罪	十八年…詔曰「其令天下亡命自殊死已下贖。死罪縑三十四、右趾至髡鉗城旦春十四、完城旦至司寇五匹。吏人犯罪未發覺、詔書到自告者半入贖」。	2
	102	縑十四	右趾～髡鉗城旦春				
	103	縑五匹	完城旦～司寇				
	104	永平18 錢千萬	明帝	館陶公主	賜与	帝遵秦建武制度、無敢違者。後宮之家不得封侯與政。館陶公主爲子求郎、不許而賜錢千萬。63: 陽嘉二年…[李]固對曰「…昔館陶公主爲子求郎、明帝不許、賜錢千萬。所以輕厚賜、重薄位者、爲官人失才、害及百姓也。…」。	2 63
	105	永平 錢二十萬	明帝	鍾離意	喪葬	[鍾離]意視事五年、以愛利爲化、人多殷富。以久病卒官。遺言上書陳升平之世、難以急化、宜少寬假。帝感傷其意、下詔嗟歎、賜錢二十萬。	41
	106	永平 錢百萬	明帝	樊曄家	賜与	永平中、顯宗追思[樊]曄在天水時政能、以爲後人莫之及、詔賜家錢百萬。	77
	107	永平 縑錢	明帝	楊仁	賜与	顯宗…引見[楊仁]、問當世政迹。[楊]仁對以寬和任賢、抑黜驕威爲先。又上便宜十二事、皆當世急務。帝嘉之、賜以縑錢。	79下
	108	永平 罰金	中常侍孫章	明帝	犯罪	永平中…有兄弟共殺人者、而罪未有所歸。帝以兄不訓弟、故報兄重而減弟死。中常侍孫章宣詔、誤言兩報重、尚書奏章矯制、罪當暫斬。帝復召躬問之、[郭]躬對「章應罰金」。帝曰「章矯詔殺人、何謂罰金」。躬曰「法令有故·誤。章傳命之謬、於事爲誤、誤者其文則輕」。	46
	109	～永平 縑七匹	戴封	賊	贈与	戴封…後遇賊、財物悉被略奪、唯餘縑七匹、賊不知處、封乃追以與之、曰「知諸君之、故送相遺」。賊驚曰「此賢人也」。盡還其器物。	81
章帝	110	永平18 布三千匹	衛尉廖	三輔衣冠	賄賂	肅宗初立…帝以明德太后故、尊崇舅氏馬廖…[第五]倫以后族過盛…曰「…竊聞衛尉廖以布三千匹、城門校尉防以錢三百萬、私贍三輔衣冠、知與不知、莫不畢給。又聞臘日亦遺其在洛中者錢各五千、越騎校尉光胤用羊三百頭·米四百斛·肉五千斤。臣愚以爲不應經義…」。	41
	111	錢三百萬	城門校尉防	三輔衣冠			
	112	錢各五千	廖·防	其在洛中者			
	113	永平18 白越三千端·雜帛二千匹·黃金十斤	皇太后	王	賜与	肅宗即位、尊后曰皇太后。諸貴人當徙居南宮、太后感析別之懷、各賜王赤綬、加安車駟馬·白越三千端·雜帛二千匹·黃金十斤。	10上

114	永平18	裝錢三十萬	章帝	張酺	賜与	張酺…守經義、每侍講閒隙、數有匡正之辭、以嚴見憚。及肅宗即位…數月、出爲東郡太守。酺自以嘗經親近、未悟見出、意不自得、上疏辭曰「…」。詔報曰「…好醜心上、不在遠近。今賜裝錢三十萬、其亟之官」。	45
115	建初1	錢五百萬	章帝	東平憲王蒼	賜与	肅宗即位、尊重恩禮踰於前世、諸王莫與爲比。建初元年地震。〔東平憲王〕蒼上便宜、其事留中。帝報書曰「丙寅所上便宜三事、朕親自覽讀、反覆數周、心開目明…冀蒙福應、彰報至德、特賜王錢五百萬」。	42
116	建初1	錢三十萬	章帝	承宮	喪葬	承宮…建初元年卒。肅宗哀歎、賜以冢地。妻上書乞歸葬鄉里、復賜錢三十萬。	27
117	建初1	布五百匹等	章帝	賈逵	賜与	建初元年…〔賈逵〕書奏、帝嘉之、賜布五百匹·衣一襲。	36
118	建初1	帛二十四	郡	淳于恭	賜与	建初元年、肅宗下詔美〔淳于〕恭素行、告郡賜帛二十四、遣詣公車、除爲議郎。	39
119	建初1?	錢等	章帝	召馴	遷職	〔召〕馴…建初元年、稍遷騎都尉、侍講肅宗。拜左中郎將、入授諸王。帝嘉其義學、恩寵甚崇。出拜陳留太守、賜刀劍錢物。	79下
120	建初2	錢等	章帝	韋彪	賜与	建初七年、車駕西巡狩…問以三輔舊事·禮儀·風俗。〔韋〕彪…言「今西巡舊都、宜追錄高祖·中宗功臣…紀其子孫」。帝納之。…乃厚賜彪錢珍羞食物、使歸平陵上冢。	26
121	建初2?	錢各五百萬	太后	廣平·鉅鹿·樂成王	賜与	其美車服不軌法度者、便絕屬籍、遣歸田里。廣平·鉅鹿·樂成王車騎朴素、無金銀之飾、帝以白太后、太后即賜錢各五百萬。	10上
122	建初7	錢等	章帝	秦彭	賜与	建初元年、遷山陽太守。…〔秦彭〕在職六年、轉潁川太守、仍有鳳皇·麒麟·嘉禾·甘露之瑞、集其郡境。肅宗巡行、再幸潁川、輒賞賜錢穀、恩寵甚異。	76
123	建初7	裝錢千五百萬	章帝	東平憲王蒼	賜与	六年冬〔東平憲王〕蒼上疏求朝。明年正月、帝許之。特賜裝錢千五百萬、其餘諸王各千萬、帝以蒼冒涉寒露、遣謁者賜貂裘、及太官食物珍果、使大鴻臚實固持節郊迎。帝乃親自循行邸第、豫設帷牀、其錢帛器物無不充備。	42
124		錢各千萬		其餘諸王			
125		錢帛等		東平憲王蒼			
126	建初7	錢四十萬	章帝	公	賜与	飲酎高廟、禘祭光武皇帝·孝明皇帝。…詔「…朕得識昭穆之序、寄遠祖之思。今年大禮復舉、加以先帝之坐、悲傷感懷。樂以迎來、哀以送往、雖祭亡如在、而空虛不知所裁、庶或饗之、豈亡克慎肅雍之臣、辟公之相、皆助朕之依依。今賜公錢四十萬、卿半之、及百官執事各有差」。	3
127		錢二十萬		卿			
128		錢各有差		百官執事			
129	建初7	錢布以億萬計	章帝	東平憲王蒼	賜与	大鴻臚奏遣諸王歸國、帝特留〔東平憲王〕蒼、賜以祕書·列傳圖·道術祕方。至八月飲酎畢、有司復奏遣蒼、乃許之。…於是車駕祖送、流涕而訣。復賜乘輿服御珍寶輿馬錢布以億萬計。	42
130	建初7	錢各有差	章帝	魏郡守令~三老·門闕·走卒	賜与	進幸鄴、勞饗魏郡守令已下至于三老·門闕·走卒賜錢各有差。勞賜常山·趙國史人、復元氏租賦三歲、辛卯車駕還宮。詔天下繫囚減死一等勿答、詣邊戍。妻子自隨、占著所在。父母同產欲相從者恣聽之。有不到者皆以泛軍輿論。及犯殊死一切棄下蠶室。其女子宮。繫囚鬼薪·白粲已上、皆減本罪各一等、輸司寇作。亡命贖、死罪入纒二十四、吏人有罪未發覺、詔書到自告者、半入贖。	3
131		纒二十四	亡命死罪	章帝	贖罪		
132		纒十四	右趾至髡鉗城旦春				
133		纒三匹	完城旦至司寇				

134	建初8	錦帛	章帝	大小昆彌以下	国外	[班]超…欲進攻龜茲。以烏孫兵強、宜因其力…。帝納之。八年…別遣·候李邑護送烏孫使者賜大小昆彌以下錦帛。	47
135	建初8	錢前後一億·布九萬匹	章帝	東平憲王蒼	喪葬	[東平憲王]蒼…薨。…遣大鴻臚持節、五官中郎將副監喪、及將作使者凡六人、令四姓小侯諸國王主悉會詣東平奔喪、賜錢前後一億·布九萬匹。	42
136	建初9	錦帛	章帝	月氏王	国外	是時月氏新與康居婚相親、[班]超乃使使多齎錦帛遺月氏王、令曉示康居王、康居王乃罷兵、執忠以歸其國、烏即城遂降於超。	47
137	建初	錢五十萬	章帝	傅昌	亮爵	子[傅]昌嗣、徙封蕪湖侯。建初中、遭母憂、因上書、以國貧不願之封、乞錢五十萬、為關內侯。肅宗怒、貶為關內侯、竟不賜錢。	22
138	建初?	錢二十萬	章帝	賈逵	賜与	[賈]逵母常有疾、帝欲加賜、以校書例多、特以錢二十萬、使潁陽侯馬防與之。謂防曰「賈逵母病、此子無人人事於外、展空則從孤竹之子於首陽山矣」。	36
139	元和1	錢三十萬	章帝	鄧彪	退職	[鄧彪]…視事四年、以疾乞骸骨。元和元年、賜策罷、贈錢三十萬、在所以二千石奉終其身。	44
140	元和2	錢帛	章帝	孔氏男女	賜与	元和二年…帝東巡狩、還過魯、幸闕里、以太牢祠孔子及七十二弟子、作六代之樂、大會孔氏男子二十以上者六十三人、命儒者講『論語』。[孔]僖…曰「…今陛下親屈萬乘、辱臨敝里、此乃崇禮先師、增輝聖德。至於光榮、非所敢承」。帝大笑曰「非聖者子孫、焉有斯言乎」。	79上
141	元和2	帛人一匹	章帝	三老·孝悌·力田?	賜与	己未鳳皇集肥城。乙丑帝耕於定陶。詔曰「三老尊年也。孝悌淑行也。力田勤勞也。國家甚休之。其賜帛人一匹、勉率農功」。	3
142	元和2	帛人一匹	章帝	高年鰥寡獨	賜与	詔曰「乃者鳳皇·黃龍·鸞鳥比集七郡…其賜天下吏爵人二級。高年鰥寡獨帛人一匹。經曰「無侮鰥寡惠此鰥獨」。加賜河南女子百戶牛酒令天下大酺五日、賜公卿已下錢帛各有差。及洛陽人當酺者布戶一匹、城外三戶共一匹。賜博士員弟子見在太學者布人三四。令郡國上明經者口十萬以上五人、不滿十萬三人」。	3
143		錢帛各有差		公卿已下			
144		布戶一匹		洛陽人當酺者			
145		一匹		城外三戶			
146		布人三四		博士員弟子見在太學者			
147	元和2	帛二十四	章帝	先見[鳳皇·黃龍]者	賜与	詔「鳳皇·黃龍所見亭部無出二年祖賦。加賜男子爵人二級。先見者帛二十四、近者三四、太守三十四、令·長十五匹、丞·尉半之…」。	3
148		帛三四		近者			
149		帛三十四		太守			
150		帛十五匹		令·長			
151		帛七匹半		丞·尉			
152	元和3	錢五十萬等	章帝	諸郭	賜与?	元和三年、肅宗北巡狩、過真定、會諸郭、朝見上壽、引入倡飲甚歡。以太牢具上郭主家、賜粟萬斛·錢五十萬。	10上
153	元和3	錢五十萬等	章帝	第五倫	退職	[第五]倫奉公盡節、言事無所依違。…連以老病上疏乞身。元和三年、賜策罷、以二千石奉終其身、加賜錢五十萬·公宅一區。後數年卒、時年八十餘、詔賜秘器·衣裳·錢布。	41
154	元和3~	錢布等			喪葬		
155	元和3	屬絮(每年)	廣德	匈奴	国外	匈奴聞廣德滅莎車、遣五將發焉耆·尉黎·龜茲十五國兵三萬餘人圍于寘、廣德乞降、以其太子為質、約歲給屬絮。	88
156	元和3	賻錢五百萬	章帝	許太后	喪葬	十五年、帝幸彭城、見許太后及英妻子於內殿、悲泣、感動左右。…元和三年、許太后薨、復遣光祿大夫持節弔祠、因留護喪事、賻錢五百萬。	42

	157	元和?	錢十萬·布百匹等	章帝	朱暉	賜与	是時穀貴、縣官經用不足…尚書張林上言「穀所以貴、由錢賤故也。可盡封錢、一取布帛爲租、以通天下之用。…」…[朱]暉奏據林言不可施行、事遂寢。…帝卒以林等言爲然。…暉等皆自繫獄。…暉曰「…」。…帝意解、寢其事。後數日、詔使直事郎問暉起居、大醫視疾、太官賜食。暉乃起謝、復賜錢十萬·布百匹·衣十領。	43
	158	元和?	錢二十萬	章帝	朱暉	遷職?	[朱暉]後遷爲尚書令、以老病乞身、拜騎都尉、賜錢二十萬。	43
	159	章和1	布帛各一匹	章帝	高年二人	賜与	秋、令是月養衰老授几杖、行糜粥飲食。其賜高年二人共布帛各一匹、以爲體賂。	3
	160	章和1	金銀等	迷唐	燒何·當煎·當闐等	国外	章和元年…迷吾子迷唐及其種人向塞號哭、與燒何·當煎·當闐等相結、以子女及金銀媾納諸種、解仇交質、將五千人寇隴西塞。	87
	161	章和1	縑二十四	亡命者死罪	章帝	贖罪	南巡狩。…詔郡國中都官繫囚減死罪一等、詣金城戍。犯殊死者一切募下蠶室。其女子官。繫囚鬼薪·白粲已上減罪一等、輸司寇作。亡命者贖、死罪縑二十四、右趾至髡鉗城旦春七匹、完城旦至司寇三匹。吏民犯罪未發覺、詔書到自告者半入贖。復封阜陵侯延爲阜陵王。	3
	162		縑七匹	右趾~髡鉗城旦春				
	163		縑三四	完城旦~司寇				
	164	章和1	錢千萬布萬匹等	章帝	阜陵質王延	賜与	章和元年、行幸九江、賜[阜陵質王]延書與車駕會壽春。帝見延及妻子、愍然傷之、乃下詔曰「…今復諸侯爲阜陵王、增封四縣、并前爲五縣」。…加賜錢千萬·布萬匹·安車一乘、夫人諸子賞賜各有差。明年入朝。	42
和帝	165	章和2	錢二十萬	和帝	韋彪	問疾?	[韋]彪…遂稱因爲。章和二年夏…詔曰「彪…勤身飭行…君年在耆艾、不可復以加增。恐職事煩碎、重有損焉。其上大鴻臚印綬。其遣太子舍人詣中臧府、受賜錢二十萬」。永元元年、卒。詔尚書「…其賜錢二十萬·布百匹·穀三千斛」。	26
	166	永元1	錢二十萬布百匹等			喪葬?		
	167	永元1	金帛	和帝	北單于	国外	[寶]憲乃班師而還。遣軍司馬吳汜·梁璠奉金帛遣北單于、宣明國威、而兵隨其後。	23 47
	168	永元2	錢布各有差	和帝	公卿~佐史	賜与	分太山爲濟北國、分樂成·涿郡·勃海爲河間國。丙辰、封皇弟壽爲濟北王、開爲河間王、淑爲城陽王、紹封故淮陽王昞子側爲常山王。賜公卿以下至佐史錢布各有差。	4
	169	中興~永元	賻錢三千萬·布三萬匹	皇帝	皇子始封薨者	喪葬	[中山簡王焉]…永元二年薨。自中興至和帝時、皇子始封薨者、皆賻錢三千萬·布三萬匹。嗣王薨、賻錢千萬·布萬匹。是時寶太后臨朝、寶憲兄弟擅權、太后及憲等東海出也、故睦於焉而重於禮、加賻錢一億。	42
	170		錢千萬·布萬匹		嗣王			
	171	永元2	賻錢一億三千萬·布三萬匹	和帝	中山簡王焉			
	172	永元2	金銀珠玉	月氏	龜茲	国外	永元二年、月氏遣其副王謝將兵七萬攻[班]超…不下。…超度其糧將盡、必從龜茲求救、乃遣兵數百於東界要之。謝果遣騎齎金銀珠玉以賂龜茲。	47
173	永元2	金帛等	和帝	車師	国外	永元二年、大將軍寶憲破北匈奴、車師震懼、前後王各遣子奉貢入侍、並賜印綬金帛。	88	
	174	永元3	黃金	和帝	諸侯王~宗室子孫在京師奉朝請者	賜与	三年…皇帝加元服、賜諸侯王·公·將軍·特進·中二千石·列侯·宗室子孫在京師奉朝請者黃金、將·大夫·郎吏·從官帛。賜民爵及粟帛各有差、大酺五日。郡國中都官繫囚死罪贖縑、至司寇及亡命各有差。庚辰、賜京師民酺、布兩戶共一匹。	4
	175		帛		將~從官			
	176		帛各有差等		民			

177		織	郡國中 都官繫 囚死罪 ～至司 寇及亡 命	和帝	贖罪			
178		布兩戶共 一匹		和帝	京師民	賜与		
179	永元4	錢帛各有 差		和帝	行所過 二千石 長吏～ 三老官 屬	賜与	冬十月癸未、行幸長安、詔曰「北狄破滅、名王仍降、西域諸國、納質內附、豈非祖宗迪哲重光之鴻烈歟。寤寐歎息、想望舊京。其賜行所過二千石長吏已下及三老·官屬錢帛各有差。鰥·寡·孤·獨·篤隆·貧不能自存者粟人三斛」。	4
180	永元4	錢各有差 等		和帝	公卿～ 佐史	賜与	丁巳、賜公卿以下至佐史錢穀各有差。	4
181	永元4	錢帛		和帝	清河孝 王慶	賜与	後[清河孝王]慶以長、別居丙舍。永元四年…帝將誅竇氏、欲得外戚傳、懼左右不敢使。乃令慶私從千乘王求、夜獨內之。又令慶傳語中常侍鄭衆求索故事。及大將軍竇憲誅、慶出居邸、賜奴婢三百人·輿馬·錢帛·帷帳·珍寶·玩好充初其第、又賜中傳以下至左右錢帛各有差。	55
182		錢帛各有 差			中傳～ 左右			
183	永元4	御府雜帛 二萬匹· 大司農黃 金千斤· 錢二千萬		和帝	賈貴人	賜与	賈貴人…中元二年生肅宗、而顯宗以爲貴人。帝既爲太后所養、專以馬氏爲外家、故貴人不登極位、賈氏親族無受寵榮者。及太后崩、乃策書加貴人王赤綬·安車一駟·永巷宮人二百·御府雜帛二萬匹·大司農黃金千斤·錢二千萬。	10上
184	永元1～ 4	錢		和帝	樂恢	退職 or 問疾	[樂恢]拜議郎。…時竇太后臨朝、和帝未親萬機、恢以意不得行、乃稱疾乞骸骨。詔賜錢、太醫視疾。恢薦任城郭均·成陽高鳳、而遂稱篤。拜驃都尉。	43
185	永元5	錢三十萬		和帝	張酺	問疾	永元五年、遷[張]酺爲太僕。數月、代尹睦爲太尉。數上疏以疾乞身、薦魏郡太守徐防自代。帝不許、使中黃門問病、加以珍羞、賜錢三十萬。酺遂稱篤。	45
186	永元6	綵五百匹		和帝	焉耆王	国外	六年秋、[班]超遂…討焉耆。兵到尉犁界、而遣曉說焉耆·尉犁·危須曰「都護來者欲鎮撫三國。即欲改過向善、宜遣大人來迎、當賞賜王侯已下、事畢即還。今賜王綵五百匹」。	47
187	永元6	金帛		和帝	蘇拔廆	国外	馮柱將虎牙營留屯五原、罷遣鮮卑·烏桓·羌胡兵、封蘇拔廆爲率·王、又賜金帛。	89
188	永元6	錢三十萬		和帝	黃香	賜与	六年…[黃香]爲東郡太守、香上疏讓曰「…」。帝亦惜香幹用、久習舊事、復留爲尚書令、增秩二千石、賜錢三十萬。	80上
189	永元9	衣被錢帛 …旬月之 間累資千 萬		和帝	樊調妻 嫗	賜与	永元九年…會貴人姊南陽樊調妻嫗…曰「…妾門雖有薄·史之親、獨無外戚餘恩、誠自悼傷。妾父既冤、不可復生。母氏年殊七十、及弟棠等、遠在絕域、不知死生。願乞收竦朽骨、使母弟得歸本郡、則施過天地、存殺幸賴」。帝覽章感悟、乃下中常侍·掖庭令驗問之、嫗辭證明審、遂得引見、具陳其狀。乃留嫗止宮中、連月乃出、賞賜衣被錢帛第宅奴婢、旬月之間、累資千萬。	34
190	永元9	錢帛等		和帝	小君長	国外	永元…九年、徵外蠻及擲國王雍由調遣重譯奉國珍寶、和帝賜金印紫綬、小君長皆加印綬·錢帛。	86
191	永元10?	金帛		和帝	迷唐	国外	迷唐…請降。…入居金城。和帝令迷唐將其種人還大小榆谷。迷唐…不肯遠出。吳祉等乃多賜迷唐金帛、令糴穀市畜、促使出塞、種人更懷猜驚。	87
192		金帛		迷唐	市畜者	売買 (国外)		

	193	永元11	錢帛等	和帝	旄牛徼外夷	国外	十一年…明年…蜀郡旄牛徼外夷白狼樓薄種王唐繪等率種人口十七萬歸義內屬、賜金印紫綬錢帛。	天中
	194	永元12	錢帛各有差	和帝	小豪	国外	和帝永元十二年、牛徼外白狼·樓薄蠻王唐繪等、遂率種人十七萬口、歸義內屬。詔賜金印紫綬、小豪錢帛各有差。	86
	195	永元12	布人三四	和帝	博士員弟子在太學者	賜与	賜博士員弟子在太學者布人三四。	4
	196	永元12?	累千金	和帝	[梁后]舅三人	賜与	十二年六月。潁川大水、傷稼。…先是恭懷皇后葬禮有關、竇太后崩後、乃改殯梁后、葬西陵、徵舅三人皆爲列侯、位特進、賞賜累千金。	五三
	197	永元12?	金錢	買官者	和帝	壳官	及竇太后崩、始興朝政、使帝賣官求貨、自納金錢、盈滿堂室。	10F
	198	永元12?	布三百匹	和帝	韓棧	賜与	和帝即位、侍中竇憲使人刺殺齊瘍王子都鄉侯暢於上東門、有司畏憲、咸委疑於暢兄弟。詔遣侍御史之齊案其事。[韓]棧上疏以爲賊在京師、不宜捨近間遠、恐爲姦臣所笑。竇太后怒。…及竇氏敗、棧典案其事、深覓黨實、數月不休沐。帝以爲憂國忘家、賜布三百匹。	45
	199	永元15	錢布各有差	和帝	二千石～三老官屬·民百年者	賜与	九月壬午、南巡狩、清河王慶·濟北王壽·河間王開並從。賜所過二千石長吏以下·三老·官屬及民百年者錢布各有差。…十一月甲申、車駕還宮、賜從臣及留者公卿以下錢布各有差。	4
	200		錢布各有差		從臣·留者公卿～			
	201	永元	錢布	和帝	趙代	喪葬	子[趙]代嗣、…永元中、副行征西將軍劉尚征羌、坐事下獄、疾病物故。和帝憐之、賜祕器錢布、贈越騎校尉·節鄉侯印綬。	26
	202	元興1	黃金三十斤·雜帛三千匹·白越四千端等	太后	貴人	賜与	元興元年……太后臨朝。和帝葬後、宮人並歸園、太后賜周·馮貴人策曰「…其賜貴人王青蓋車·采飾輅·驂馬各一駒·黃金三十斤·雜帛三千匹·白越四千端」。又賜馮貴人王赤綬、以未有頭上步搖·環珮、加賜各一具。	10上
	203	～元嘉1	累千金	客	門者	賄賂	[梁]冀乃大起第舍…或連繼日夜、以聘媼悉。客到門不得通、皆請謝門者、門者累千金。…冀又起別第於城西、以納姦亡。或取良人、悉爲奴婢至數千人、名曰自賣人。	34
	204	元興3	葛布各有差	太后	諸儒劉珍等及博士·議郎·四府掾史五十餘人	賜与	三年秋…太后…乃博選諸儒劉珍等及博士·議郎·四府掾史五十餘人、詣東觀讎校傳記。事畢奏御、賜葛布各有差。…及新野君薨、太后自侍疾病、至乎終盡、憂哀毀損、事加於常。贈以長公主赤綬·東園祕器·玉衣繡衾、又賜布三萬匹、錢三千萬。鶻等遂固讓錢布不受。使司空持節護喪事、儀比東海恭王、謚曰敬君。	10上
	205		布三萬匹·錢三千萬		新野君	喪葬		
	206	和帝	錢二十萬	和帝	周榮	喪葬	周榮…出爲潁川太守、坐法、當下獄、和帝思榮忠節、左轉共令。歲餘、復以爲山陽太守。所歷郡縣、皆見稱紀。以老病乞身、卒于家、詔特賜錢二十萬。	45
殤帝	207	延平1～	錢布等	殤帝～安帝	張禹	賜与	延平元年、[張禹]遷爲太傅、錄尚書事。鄧太后以殤帝初育、欲令重臣居禁內、乃詔禹舍宮中…及安帝即位、數上疾乞身。詔遣小黃門問疾、賜牛一頭·酒十斛、勸令就第。其錢布·刀劍·衣物前後累至。	44

	208	延平1	錢六十萬	鄧太后	張顯	軍功	延平元年、鮮卑復寇漁陽、太守張顯率數百人出塞追之。…唯授力戰、身被十創、手殺數人而死。顯中流矢、主簿衛福、功曹徐咸皆自投赴顯、俱歿於陣。鄧太后策書褒歆、賜顯錢六十萬、以家二人爲郎。授福·咸各錢十萬、除一子爲郎。	87
	209		各錢十萬		主簿衛福·功曹徐咸			
安帝	210	永初～	賻錢千萬·布萬匹	順帝	始封王薨者	喪葬	濟北惠王壽…以永元二年封…立三十一年薨。自永初已後、戎狄叛亂、國用不足。始封王薨、減賻錢爲千萬·布萬匹。嗣王薨、五百萬·布五千匹。時唯壽最尊親、特賻錢三千萬·布三萬匹。	55
	211		賻錢五百萬·布五千匹		嗣王薨者			
	212	永元2?	賻錢三千萬·布三萬匹		濟北惠王壽			
	213	永初2	錢二十萬	安帝	小吏	軍功 or 喪葬	永初二年、劇賊畢豪等入平原界、縣令劉雄將吏士乘船追之。…雄敗、執雄、以矛刺之。時小吏所輔前叩頭求哀、願以身代雄。豪等縱雄而刺輔、貫心洞背即死。東郡太守捕得豪等具以狀上。詔書追傷之、賜錢二十萬、除父奉爲郎中。	81
	214	永初2	黃金	青衣道夷等	順帝	國外	永初…二年、青衣道夷邑長令田與微外三種夷三十一萬口齎黃金、旄牛氈、舉土內屬。	86
	215	永初3	錢穀	吏人	國用	買官買爵	三公以國用不足、奏令吏入錢穀、得爲關內侯·虎賁羽林郎·五大夫·官府吏·緹騎·營士各有差。	5
	216	永初3	金帛各有差	安帝	王·主·貴人·公卿以下	賜与	三年…皇帝加元服。大赦天下。賜王·主·貴人·公卿以下金帛各有差。男子爲父後及三老·孝悌·力田爵人二級、流民欲占者人一級。	5
	217	永初5	錢百萬等	安帝	購募得琦首者	購賞	永初五年…漢陽人杜琦及弟季真·同郡王信等與羌通謀、聚·入上邽城、琦自稱安漢將軍。於是詔購募得琦首者封列侯、賜錢百萬、羌胡斬琦者賜金百斤·銀二百斤。漢陽太守趙博遣刺客杜習刺殺琦、封習討姦侯、賜錢百萬。而杜季真·王信等將其·衆據枹泉營。侍御史唐喜領諸郡兵討破之、斬王信等六百餘級、沒入妻子五百餘人、收金銀綵帛一億已上。	87
	218		金百斤·銀二百斤	安帝	羌胡斬琦者	購賞		
	219		金銀綵帛一億已上	王信等	安帝	沒收		
	220	永初	錢二千萬	頃王肅	朝廷	献上	[東海恭王彊]薨、子頃王肅嗣…封肅弟二十一人皆爲列侯。肅性謙儉、循恭王法度。永初中、以西羌未平、上錢二千萬。元初中、復上繡萬匹、以助國費、鄧太后下詔褒納焉。	42
	221	元初	繡萬匹					
	222	永初?	歲入…錢四萬	安帝	馮石	租秩	[馮]石、龔母公主封獲嘉侯。…爲安帝所寵。…自永初兵荒、王侯租秩多不充、於是特詔以它縣租稅足石、令如舊限、歲入穀三萬斛·錢四萬。	33
	223	元初1	錢三萬	安帝	劉毅	賜与	劉毅…永元中、坐事奪爵。…元初元年、上「漢德論」并「憲論十二篇」。時劉珍·鄧耽·尹兌·馬融共上書稱其美、安帝嘉之、賜錢三萬、拜議郎。	80上
	224	元初1	帛人一匹	安帝	貞婦	賜与	改元元初。賜民爵人二級、孝悌·力田人三級、爵過公乘、得移與子若同產·同產子、民脫無名數及流民欲占者人一級。鰥寡孤獨篤樸貧不能自存者殺人三斛、貞婦帛人一匹。	5
	225	元初2	錢千萬·布萬匹	太后	鄧弘	喪葬	元初二年[鄧]弘卒。…遺言悉以常服、不得用錦衣玉匣。有司奏贈弘驃騎將軍、位特進、封西平侯。太后追思弘意、不加贈位衣服、但賜錢千萬·布萬匹、[鄧]驥等復辭不受。	17

226	元初2	錢人五千	安帝	京師客死有家屬尤貧無以葬者	喪葬	二月戊戌、遣中謁者收葬京師客死無家屬及棺槨朽敗者、皆爲設祭。其有家屬、尤貧無以葬者賜錢人五千。	5
227	元初2	錢	安帝	刺殺呂叔都者	軍功	二年春…零昌種衆復分寇益州、遣中郎將尹就將南陽兵、因發益部諸郡屯兵擊零昌黨呂叔都等。至秋、蜀人陳省、羅橫應募、刺殺叔都、皆封侯賜錢。	87
228	元初2	錢?	諸郡兵?	賈馬者?	購入	後遣任尚爲中郎將…屯三輔。尚臨行、懷令虞詡尚曰「使君頗奉國命討逐寇賊、三州屯兵二十餘萬人…疲苦徭役、而未有功效、勞費日滋。…莫如罷諸郡兵、各令出錢數千、二十人共市一馬、如此、可捨甲冑、馳輕兵、以萬騎之衆、逐數千之虜。…」。	87
229	元初2	金帛各有差	安帝	五里·六亭渠帥	国外(軍功)	永元四年冬、漵中·漵中蠻潭戎等反…安帝元初二年、漵中蠻以郡縣徭稅失平、懷怨恨、遂結充中諸種二千餘人、攻城殺長吏。州郡募五里蠻·六亭兵追擊破之、皆散降。賜五里·六亭渠帥金帛各有差。	86
230	元初3	金帛各有差等	安帝	左鹿蠡王須沈	国外	度遼將軍鄧遵率南單于及左鹿蠡王須沈萬騎、擊零昌於靈州、斬首八百餘級、封須沈爲破虜侯、金印紫綬、賜金帛各有差。	87
231	~元初4	金十斤	王密	楊震	賄賂	[楊震]四遷荊州刺史·東萊太守。當之郡、道經昌邑、故所學荊州茂才王密爲昌邑令、謁見、至夜懷金十斤以遺震。震曰「故人知君、君不知故人、何也」。密曰「暮夜無知者」。震曰「天知、神知、我知、子知、何謂無知」。	54
232	永寧1	錢三十萬	安帝	劉愷	退職	[劉愷]…永寧元年、稱病上書致仕、有詔優許焉、加賜錢三十萬、以千石祿歸養。	39
233	永寧1	綵繪各有差	安帝	遼西鮮卑大人烏倫·其至韃	国外	永寧元年、遼西鮮卑大人烏倫·其至韃率、詣鄧遵降、奉貢獻。詔封烏倫爲率王、其至韃爲率侯、賜綵繪各有差。	90
234	永寧2	金銀綵繪各有差等	安帝	揮國王雍由調	国外	永寧元年、揮國王雍由調復遣使者詣闕朝賀…明年元會、安帝作樂於庭、封雍由調爲漢大都尉、賜印綬·金銀·綵繪各有差也。	86
235	永寧2	錢布各有差	鄧太后	諸園貴人王主羣僚	賜与	永寧二年二月、[鄧太后]寢病漸篤、乃兼輦於前殿、見侍中·尚書、因北至太子新所繕宮。還、大赦天下、賜諸園貴人王主羣僚錢布各有差。	10上
236	永寧4?	錢五十萬·布千匹等	安帝	劉愷	喪葬	[劉愷]視事三年、以疾乞骸骨、久乃許之、下河南尹禮秩如前。歲餘、卒于家。詔使者護喪事、賜東園祕器·錢五十萬·布千匹。	39
237	建光1	錢布各有差	安帝	諸園貴人王主公卿~	賜与	二月癸亥、大赦天下。賜諸園貴人王主公卿以下錢布各有差。以公卿校尉尚書子弟一人爲郎·舍人。	5
238	建光1	錢人二千	安帝	死者	喪葬	郡國三十五地震、或坼裂。詔三公以下、各上封事陳得失。遣光祿大夫案行、賜死者錢人二千。除今年田租。其被災甚者、勿收口賦。	5
239	建光1	錢各十萬	安帝	馮煥·姚光	賜与 or 喪葬	[馮]煥、安帝時爲幽州刺史、疾忌姦惡、數致其罪。時玄菟太守姚光亦失人和。建光元年、怨者乃詐作璽書譴責煥·光、賜以歐刀。…煥欲自殺、緹疑詔文有異、…上書自訟、果詐者所爲、徹奮抵罪。會煥病死獄中、帝愍之、賜煥·光錢各十萬、以子爲郎中。	38
240	延光1?	直纈人四十四	安帝	自以親附送生口者	国外	是歲[句麗王]宮死、子遂成立。…遂成還漢生口、詣玄菟降。詔曰「遂成等…乞罪請降。…自今已後、不與縣官戰鬪而自以親附送生口者、皆與贖直纈人四十四、小口半之」。	85
241		直纈人二十匹		小口			

	242	延光1	帛人二匹	安帝	貞婦	賜与	改元延光。大赦天下。遷徙者復戶邑屬籍。賜民爵及三老·孝悌·力田人二級。加賜鰥寡孤獨篤產貧不能自存者粟人三斛。貞婦帛人二匹。	5
	243	延光1	金銀綵繪各有差等	安帝	麻奴等	国外	延光元年春、[馬]賢追到涇中、麻奴出塞度河、賢復追擊戰破之、種·散通、詣涼州刺史宗漢降。麻奴等孤弱飢困、其年冬、將種·三千餘戶詣漢陽太守耿种降。安帝假金印紫綬、賜金銀綵繪各有差。	87
	244	延光1	人二千	安帝	壓溺死者年七歲以上	喪葬	是歲、京師及郡國二十七雨水、大風、殺人。詔賜壓溺死者年七歲以上錢人二千。其壞敗廬舍·失亡穀食粟人三斛。又田被淹傷者、一切勿收田租。若一家皆被災害而弱小存者、郡縣爲收斂之。	5
	245		粟人三斛		其壞敗廬舍失亡穀食			
	246	延光2	司農錢等	安帝	樊豐及侍中周廣謝憚等	購入	延光二年…時詔遣使者大爲阿母脩第、中常侍樊豐及侍中周廣、謝憚等更相扇動、傾搖朝廷。[楊]震復上疏曰「…」。豐·憚等見震連切諫不從、無所顧忌、遂詐作詔書、調發司農錢殺大匠見徒材木、各起家舍·園池·廡觀、役費無數。	54
	247	延光3	帛五十四	安帝	臺長	賜与	濟南上言鳳皇集臺縣丞霍收舍樹上。賜臺長帛五十四、丞二十四、尉半之、吏卒人三匹。鳳皇所過亭部、無出今年田租。賜男子爵人二級。	5
	248		帛二十四		丞			
	249		帛十四		尉			
	250		帛三匹		吏卒			
	251	~延光3	錢布	安帝	九卿	問疾	陳忠意常在褒崇大臣、待下以禮。其九卿有疾、使者臨問、加賜錢布、皆忠所建奏。	46
順帝	252	延光4	金銀錢帛各有差	順帝	十九侯	軍功?	[順帝]下詔曰「(順帝擁立時)[孫]程爲謀首、康·國協同。…」。是爲十九侯。加賜車馬金銀錢帛各有差。李閎以先不豫謀、故不封。遂擢拜程驗都尉。	78
	253	延光4	錢殺各有差	順帝	公卿以下	賜与	己卯、葬少帝以諸王禮。司空劉授免。賜公卿以下錢殺各有差。	6
	254	延光4	錢帛	順帝	鄭安世	賜与	延光中、安帝廢太子爲濟陰王、[鄭]安世與太常桓焉·太僕來歷等共正義諫爭。及順帝立、安世已卒追賜錢帛、除子亮爲郎。	36
	255	延光4	錢百萬	順帝	楊震	喪葬?	歲餘、順帝即位、樊豐·周廣等誅死、[楊]震門生虞放·陳翼詣闕追訟震事。朝廷咸稱其忠、乃下詔除二子爲郎、贈錢百萬、以禮改葬於華陰潼亭、遠近畢至。	54
	256	永建1	錢十萬	順帝	宋漢	喪葬	[宋]漢…永建元年…上病自乞、拜太中大夫、卒。策曰「太中大夫宋漢、清修雪白…其令將相大夫會葬、加賜錢十萬、及其在殯、以素絲羔羊之絮焉」。	26
	257	永建1	義錢	百姓謫罰者	長吏二千石	贖罪	永建元年…是時長吏·二千石聽百姓謫罰者輸贖、號爲「義錢」。託爲貧人儲、而守令因以聚斂。詔上疏曰「元年以來、貧百姓章言長吏受取百萬以上者、匄匄不絕、謫罰吏人至數千萬、而三公·刺史少所舉奏。尋永平·章和中、州郡以走卒錢給貸貧人、司空劾案、州及郡縣皆坐免黜。今宜遵前典、蠲除權制」。於是…切實州郡。謫罰輸贖自此而止。	58
	258	永建1	帛人三四	順帝	貞婦	賜与	永建元年…詔曰「…朕奉承大業、未能寧濟。…與人更始、其大赦天下。賜男子爵人二級、爲父後·三老·孝悌·力田人三級、流民欲自占者一級。鰥寡孤獨篤產貧不能自存者粟人五斛。貞婦帛人三匹。坐法當徒勿徙。亡徒當傳勿傳。宗室以罪絕、皆復屬籍。其與閭顯、江京等交通者悉勿考。勉修厥職、以康我民」。	6

259	永建3	錢人二千	順帝	實歎傷害者年七歲以上	災害	三年…京師地震、漢陽地陷裂。甲午、詔實歎傷害者、賜年七歲以上錢人二千。一家被害、郡縣爲收斂。乙未、詔勿收漢陽今年田租、口賦。	6
260	永建4	金帛各有差	順帝	王·主·貴人·公卿以下	賜与	帝加元服。賜王·主·貴人·公卿以下金帛各有差。賜男子爵及流民欲占者人一級爲父後·三老·孝悌·力田人二級。鰥寡孤獨篤諫貧不能自存帛一匹。	6
261		帛人一匹	順帝	鰥寡孤獨篤諫貧不能自存	賜与		
262	陽嘉1	錢人三千	順帝	所殺者	喪葬?	望都·蒲陰狼殺女子九十七人、詔賜狼所殺者錢人三千。	6
263	陽嘉1	綵繒各有差	順帝	歸等已下爲率王侯長	国外	陽嘉元年…耿曄遣烏桓親漢都尉戎朱鹿率·王侯咄歸等、出塞抄擊鮮卑、大斬獲而還、賜咄歸等已下爲率·王·侯·長賜綵繒各有差。	90
264	陽嘉2	織綵各有差等	順帝	夫沈	国外	二年…匈奴中郎將趙稠遣從事將南匈奴骨都侯夫沈等、出塞擊鮮卑、破之、斬獲甚、詔賜夫沈金印紫綬及繡綵各有差。	90
265	陽嘉3	帛人二匹·絮三斤	順帝	民九十以上	賜与	制詔曰「…朕秉事不明…天地譴怒、大變仍見…朕甚愍之。嘉與海內洗心更始。其大赦天下、自殊死以下謀反大逆諸犯不當得赦者皆赦除之。賜民年八十以上米人一斛·肉二十斤·酒五斗。九十以上加賜帛人二匹·絮三斤」。	6
266	陽嘉6	布三千匹等	順帝	馬賢孫	賜与	馬賢將五六千騎擊之、到射姑山。賢軍敗、賢及二子皆戰歿。順帝愍之、賜布三千匹·穀千斛、封賢孫光爲舞陽亭、租入歲百萬。	87
267		歲百萬			租稅		
268	陽嘉	錢五十萬	順帝	陳球	軍功	陽嘉中…州兵朱蓋等反、與桂陽賊胡蘭數萬人轉攻零陵。…會中郎將度尚將救兵至、[陳]球募士卒、與尚共破斬朱蓋等。賜錢五十萬、拜子一人爲郎。	56
269	永和3	金帛	順帝?	交阯?	輸送 or 国外	永和二年…交阯…九真…兵士…遂反…。明年…李固…曰「…九真·日南相去千里、發其吏民、猶尚不堪。…宜更選有勇略仁惠任將帥者以爲刺史·太守、悉使共住交阯。…還募蠻夷、使自相攻、轉輸金帛、以爲其資。	36
270	永和3	錢人二千	順帝	壓死者年七歲以上	喪葬	戊戌、遣光祿大夫案行金城·隴西、賜壓死者年七歲以上錢人二千。一家皆被害、爲收斂之。除今年田租、尤其者勿收口賦。	6
271	永和4?	錢帛等	順帝	楊厚	退職 or 問疾	時大將軍梁冀威權傾朝、遣弟侍中不疑以車馬·珍玩致遺於[楊]厚、欲與相見。厚不答、固稱病求退。帝許之、賜車馬錢帛歸家。	30上
272	永和6	戶錢一千	順帝	假民有貴者	賜与	秋七月甲午、詔假民有貴者戶錢一千。	6
273	永和6	錢二百萬·布三千匹等	順帝	梁商	喪葬	六年秋[梁]商病篤…曰「…斂以時服、皆以故衣、無更裁制…無用三牲…」。及薨、帝親臨喪、諸子欲從其誨、朝廷不聽、賜以東園朱壽器·銀鏤·黃腸·玉匣·什物二十八種·錢二百萬·布三千匹。皇后錢五百萬·布萬匹。	34
274		錢五百萬·布萬	皇后				
275	漢安2	綵布二千匹等	順帝	兜樓儲	国外	呼蘭若戶遂就單于兜樓儲先在京師、漢安二年立之。天子臨軒、大鴻臚持節拜授璽綬、引上殿。賜青蓋駕驄·鼓車·安車·駙馬騎·玉具刀劍·什物、給綵布二千匹。賜單于閼氏以下金錦錯雜具、駙車馬二乘。	39
276		金錦錯雜具等		單于閼氏以下			
277	漢安2	錢百萬	順帝	張綱	喪葬	漢安元年…[張]綱在那一年、年四十六卒。百姓老幼相攜、詣府赴哀者不可勝數。…詔曰「…朕甚愍焉」。拜綱子續爲郎中、賜錢百萬。	56
278	漢安2	繡	郡國中 都官繫 囚殊死 以下	順帝	贖罪	令郡國中郡官繫囚殊死以下出繡贖各有差。其不能入贖者、遣詣臨羌縣居作二歲。	6

	279	順帝	錢帛	節王崇	順帝	軍費	[任城孝王尚子]安立十九年薨、子節王崇嗣。順帝時、羌虜數反、崇輒上錢帛佐邊費、及帝崩、復上錢三百萬助山陵用度、朝廷嘉而不受。	42
	280		錢三百萬	節王崇		助山陵用		
	281	順帝期	金二斤	罪者	雷義	謝礼	雷義…嘗濟人死罪、罪者後以金二斤謝之、義不受。	81
	282	順帝?	錢…三千萬	士孫奮	梁冀	借金	扶風人士孫奮富而性吝、[梁]冀因以馬乘遺之、從貨錢五千萬、奮以三千萬與之、冀大怒、乃告郡縣、認奮母爲其守臧婢、云盜白珠十斛、紫金千斤以叛、遂收考奮兄弟、死於獄中、悉沒貨財億七千餘萬。	34
	283		貨財億七千餘萬	士孫奮	国家	沒官		
	284	順帝	息錢數十萬	陳重	責主	借金代納	[陳重]有同署郎負息錢數十萬、責主日至、詭求無已、重乃密以錢代還。郎後覺知而厚辭謝之。重曰「非我之爲、將有同性名者」。終不言惠。	81
質帝	285	永嘉1	錢帛各有差	滕撫	邑	購	順帝末、揚、徐盜賊羣起…建康元年、九江范容·周生等相聚反亂…又陰陵人徐鳳·馬勉後復寇郡縣、殺略吏人。…明年、廣陵賊張嬰等復聚衆數千人反、據廣陵。…[滕]撫…討之。又廣開賞募錢帛各有差。	38
	286	質帝?	齋錢百萬	故吏	楊秉	贈与	[楊]秉…遷任城相。自爲刺史·二千石、計日受奉、餘祿不入私門。故吏齋錢百萬遺之、閉門不受。以廉潔稱。	54
桓帝	287	建和1?	錢二十萬	梁太后	李進	賜与	永和元年…明年春、蠻二萬人圍充城、八千人寇夷道。遣武陵太守李進討破之、斬首數百級、餘皆降服。…在郡九年、梁太后臨朝、下詔增進秩二千石、賜錢二十萬。	86
	288	建和1	帛人三四	桓帝	貞婦	賜与	大赦天下。賜吏更勞一歲。男子爵人二級、爲父後及三老·孝悌·力田人三級。鰥寡孤獨篤貧不能自存者粟人五斛、貞婦帛人三四。灾害所傷什四以上、勿收田租。其不滿者以實際之。	7
	289	建和2	黃金各百斤	桓帝	河間·勃海二王 彭城諸國王 公主·大將軍~ 四姓·梁鄧小侯· 諸夫人以下 九十以上	賜与	二年…皇帝加元服。庚午、大赦天下。賜河間·勃海二王黃金各百斤、彭城諸國王各五十斤、公主·大將軍·三公·特進·侯·中二千石·二千石·將·大夫·郎吏·從官·四姓及梁鄧小侯、諸夫人以下帛各有差。年八十以上賜米酒肉、九十以上加帛二匹·綿三斤。	7
	290		各五十斤					
	291		帛各有差					
	292		帛二匹·綿三斤等					
	293	建和3	直人三千					
	294		布三四		喪主			
295	建和3	錢十萬	桓帝	周舉	喪葬	[周舉]建和三年卒。朝廷以舉清公亮直、方欲以爲宰相、深痛惜之。乃詔告光祿勳·汝南太守曰「…其令將大夫以下到喪發日復會弔。加賜錢十萬、以旌委蛇素絲之節焉」。	61	
296	元嘉1	金錢·綵帛等	桓帝	梁冀	賜与	元嘉元年、帝以[梁]冀有援立之功、欲崇殊典、乃大會公卿、共議其禮。於是有人奏冀入朝不趨·劍履上殿·謁讚不名·禮儀比蕭何。悉以定陶·成陽餘戶增封爲四縣、比鄧禹。賞賜金錢·奴婢·綵帛·車馬·衣服·甲第、比霍光。以殊元勳。	34	

297	元嘉2	賻錢四千萬·布四萬匹	桓帝	孝崇皇后	喪葬	孝崇庾皇后…生桓帝。…和平元年、梁太后崩、乃就博陵尊后爲孝崇皇后。…元嘉二年崩。以帝弟平原王石爲喪主、斂以東園畫梓壽器·玉匣·飯舍之具、禮儀制度比恭懷皇后。使司徒持節、大長秋奉弔祠、賻錢四千萬·布四萬匹、中謁者僕射典護喪事、侍御史護大駕園簿。	10下
298	永興2	錢各有差	桓帝	所過道傍年九十以上	行幸	冬十一月甲辰、校獵上林苑、遂至函谷關、賜所過道傍年九十以上錢各有差。	7
299	永壽1	錢人二千	桓帝	所唐突壓溺物故七歲以上	喪葬	詔太山·琅邪遇賊者、勿收租·賦、復更·筭三年。又詔被水死流失屍骸者、令郡縣鉤求收葬。及所唐突壓溺物故七歲以上賜錢人二千。壞敗廬舍、亡失穀食、尤貧者粟人二斛。	7
300	永壽1	金鏹八枚	羌豪帥	張奐	国外	羌豪帥感[張]奐恩德、上馬二十四、先零酋長又遺金鏹八枚。奐並受之…曰「使馬如羊、不以入廄、使金如粟、不以入懷」。悉以金馬還之。	65
301	永壽2	錢五十萬等	桓帝	段熲	軍功	時太山·琅邪賊東郭寶·公孫舉等聚衆三萬人、破壞郡縣。…永壽二年…司徒尹頌薦[段]熲乃拜爲中郎將。擊寶·舉等大破斬之、獲首萬餘級、餘黨降散。封熲爲列侯·賜錢五十萬、除一子爲郎中。	65
302	永壽3	錢六十萬	桓帝	兒式	軍功 or 喪葬	桓帝永壽三年、居風令貪暴無度、縣人宋達等及蠻夷相聚、攻殺縣令…進攻九真、九真太守兒式戰死。詔賜錢六十萬、拜子二人爲郎。	86
303	延熹2	錢各千五百萬	桓帝	單超·徐璜·具瑗	梁氏誅滅 or 軍功	初、梁冀兩妹爲順·桓二帝皇后、冀代父商爲大將軍、再世權威、威振天下。…帝曰「姦臣脅國、當伏其罪、何疑乎」。…遂定其議、帝齧[單]超臂出血爲盟。於是詔收冀及宗親黨與悉誅之。	78
304		錢各千三百萬		左悺·唐衡	軍功	[左]悺·[唐]衡選中常侍、封[單]超新豐侯、二萬戶、[徐]璜武原侯、[具]瑗東武陽侯、各萬五千戶、賜錢各千五百萬。悺上蔡侯、衡汝陽侯、各萬三千戶、賜錢各千三百萬。	
305	延熹4	錢各有差	民	桓帝	禿爵禿官	減公卿以下奉、賞王侯半租。占賣關內侯·虎賁·羽林·緹騎營士·五大夫錢各有差。	7
306	~延熹4	百錢	人	劉寵	獻上	[劉寵]…拜會稽太守。山民愿朴、乃有白首不入市井者、頗爲官吏所擾。寵簡除煩苛、禁察非法、郡中大化。…人齎百錢以送寵。寵勞之曰「父老何自苦」。對曰「山谷鄙生、未嘗識郡朝。它守時吏發求民間、至夜不絕、或狗吠竟夕、民不得安。自明府下車以來、狗不夜吠、民不見吏。年老遭值聖明、今聞當見棄去、故自扶奉送」。寵曰「吾政何能及公言邪。勤苦父老」。爲人選一大錢受之。	76
307		一大錢	人	劉寵	獻上		
308	延熹5	錢	桓帝	公卿~王侯	返濟	武陵蠻叛…以太常馮緄爲車騎將軍、討之。假公卿以下奉、又換王侯租以助軍糧、出濯龍中藏錢還之。	7
309	延熹5	錢一億	桓帝	馮緄	軍功	[馮]緄軍至長沙、賊聞、悉詣營道乞降。進擊武陵蠻夷、斬首四千餘級、受降十餘萬人、荊州平定。詔書賜錢一億、固讓不受。	38
310	延熹7	賻錢布	桓帝	徐璜	喪葬	[徐]璜卒、賻贈錢布、賜家塋地。	78
311	延熹8	畝徵稅錢	郡國有田者	朝廷	課稅	八月戊辰、初令郡國有田者畝徵稅錢。	7
312	延熹8	錢百萬	桓帝	度尚	軍功	[度]尚…七年、封右鄉侯、遷桂陽太守。明年、徵還京師。時荊州兵朱蓋等…復作亂、與桂陽賊胡蘭等三千餘人復攻桂陽…轉攻零陵、太守陳球固守拒之。於是尚爲中郎將、將幽·冀·黎陽·烏桓步騎二萬六千人救球、又與長沙太守抗徐等發諸郡兵、并執討擊、大破之、斬蘭等首三千五百級、餘賊走蒼梧。詔賜尚錢百萬、餘人各有差。(陽嘉的件と関連)	38

	313	延熹中	縑五千匹	侯覽	桓帝	上納 (亮官?)	桓帝初[侯覽]爲中常侍、以佞猾進…受納貨遺以巨萬計。延熹中、連歲征伐、府帑空虛、乃假百官奉祿、王侯租稅。覽亦上縑五千匹、賜爵關內侯。	78
	314	延熹?	前後累億計	民有豐富者	侯覽兄	強奪	[侯]覽兄參爲益州刺史、民有豐富者、輒誣以大逆、皆誅滅之、沒入財物。前後累億計。太尉楊秉奏參、檻車徵、於道自殺。京兆尹袁逢於旅舍閱參車三百餘兩、皆金銀錦帛珍玩不可勝數。	78
	315		金銀錦帛等	侯覽兄	桓帝	沒官		
	316	永康1	錢八二千	桓帝	溺死者七歲以上	喪葬	六州大水、勃海海溢。詔州郡賜溺死者七歲以上錢人二千。一家皆被害者、悉爲收斂。其亡失穀食、粟人三斛。	7
	317	永康1	唯…錢二十萬	桓帝	張奐	軍功	永康元年春、東羌·先零五六千騎寇關中…。[張]奐遣司馬尹端·董卓並擊、大破之、斬其酋豪、首虜萬餘人、三州清定。論功當封、奐不事宦官、故賞遂不行、唯賜錢二十萬、除家一人爲郎。並辭不受、而願徙屬弘農華陰。	65
	318	永康1	錢五十四億	桓帝	軍費	軍費	而東羌先零等…朝廷不能討…桓帝詔問[段]熲曰「…今若以騎五千·步萬人·車三千兩、三冬二夏、足以破定、無慮用費爲錢五十四億。如此、則可令羣羌破盡、匈奴長服、內徙郡縣、得反本土。伏計永初中、諸羌反叛、十有四年、用二百四十億。永和之末、復經七年、用八十餘億。費耗若此、猶不誅盡、餘孽復起、于茲作害。今不暫疲人、則永寧無期。臣庶竭焉劣、伏待節度」。帝許之、悉聽如所上。	65
	319	永初	錢二百四十億	皇帝	軍費			
	320	永和 (順帝)	錢八十餘億			軍費		
	321	桓帝末	縑九千匹	桓帝	董卓	賜与 or 軍功	桓帝末、以六郡良家子爲羽林郎、從中郎將張奐爲軍司馬、共擊漢陽叛羌、破之、拜郎中、賜縑九千匹。[董]卓曰「爲者則己、有者則土」。乃悉分與吏兵、無所留。	72
	322		縑九千匹	董卓	吏民	賜与 or 軍功		
靈帝	323	建寧1	錢五千萬	蠡吾侯悝	中常侍王甫	賄賂	太后立桓帝弟蠡吾侯悝爲渤海王。…延熹八年、悝謀爲不道、有司廢之。…悝後因中常侍王甫求復國、許謝錢五千萬。帝臨崩、遺詔復爲渤海王。悝知非甫功、不肯還謝錢。甫怒、陰求其過。	55
	324	建寧1	錢二十萬	竇太后	段熲	軍功	時竇太后臨朝、下詔曰「…[段熲]功用顯著、朕甚嘉之。…今且賜熲錢二十萬、以家一人爲郎中」。勅中樞府調金錢綵物、補助軍費。拜熲羌將軍。	65
	325		金錢綵物	竇太后	軍	軍費		
	326	建寧1	縑各有差	天下繫囚罪未決	靈帝	贖罪	日有食之。令天下繫囚罪未決、入縑贖各有差。	8
	327	建寧1?	錢五千萬	靈帝	朱瑀	軍功	(竇氏打倒直前)[朱]瑀等…曰「竇氏無道…」。既誅[竇]武等、詔令太官給塞具、賜瑀錢五千萬、餘各有差、後更封華容侯。	78
	328	熹平1	金錢	賣官者	董皇后	蓄財	及竇太后崩[董皇后]始與朝政、使[靈]帝賣官求貨、自納金錢、盈滿堂室。	10F
	329	~熹平2	錢百萬	郡	周規	借金	時同郡周規辟公府、當行、假郡庫錢百萬、以爲冠幘費、而後倉卒督責、規家貧無以備。	71
	330	~熹平2	繒帛(=錢百萬)	朱儁母	朱儁	竊盜	朱儁…母嘗販織爲業。…時同郡周規辟公府、當行、假郡庫錢百萬、以爲冠幘費而後倉卒督責、規家貧無以備、儁乃竊母繒帛、爲規解對。母既失產業、深患責之。儁曰「小損當大益、初貧後富、必然理也」。	71
	331		繒帛(=錢百萬)	朱儁	郡庫	支私		
	332	熹平2	數百金	朱儁	主章吏	賄賂	後太守尹端以[朱]儁爲主簿。熹平二年、端坐討賊許昭失利、爲州所奏、罪應弃市。儁乃羸服閒行、輕齎數百金到京師、賂主章吏、遂得刊定州奏、故端得輸作左校。	71

333	熹平3	緡	天下繫囚罪未決	靈帝	贖罪	令天下繫囚罪未決、入緡贖。	8
334	熹平4	緡	天下繫囚罪未決	靈帝	贖罪	令天下繫囚罪未決、入緡贖。	8
335	熹平6	緡	天下繫囚罪未決	靈帝	贖罪	令天下繫囚罪未決、入緡贖。	8
336	熹平	金紫	靈帝	關內侯顧五百萬者	賜與	熹平中…後靈帝…又遣御史於西邸賣官、關內侯顧五百萬者、賜與金紫。	五一
337	光和1	錢各有差	關內侯·虎賁·羽林	靈帝	亮官	是歲、鮮卑寇酒泉。京師馬生人。初開西邸賣官、自關內侯·虎賁·羽林入錢各有差。私令左右賣公卿、公千萬、卿五百萬。	8
338		千萬					
339		五百萬					
340	光和1	黃金五十斤等	靈帝	朱儁	軍功	會交阯部羣賊並起…光和元年、即拜[朱]儁交阯刺史…旬月盡定。以功封都亭侯、千五百戶、賜黃金五十斤。徵為諫議大夫。	71
341	光和1	錢物	諸常侍小黃門在省闔者	宋皇后	喪葬	靈帝宋皇后諱某…無寵而居正位。…光和元年…后自致暴室、以憂死。在位八年。父及兄弟並被誅。諸常侍·小黃門在省闔者皆憐宋氏無辜、共合錢物、收葬廢后及鄴父子、歸宋氏舊堂皇門亭。	10下
342	光和1	畝斂十錢	民	靈帝	稅	時靈帝欲鑄銅人、而國用不足、乃詔調民田、畝斂十錢。	31
343	光和3	緡	繫囚罪未決	靈帝	贖罪	令繫囚罪未決、入緡贖、各有差。	8
344	~光和4	緡百匹	董卓	張奐兄	贈與	[張]奐…及為將帥…董卓慕之、使其兄造緡百匹。奐惡卓為人、絕而不受。光和四年卒。	65
345	光和5	緡	繫囚罪未決	靈帝	贖罪	令繫囚罪未決、入緡贖。	8
346	光和7	脩宮錢直千萬	劉陶	靈帝	獻上	明年、張角反亂…[劉陶]以數切諫、為權臣所懼、徙為京兆尹。到職、當出脩宮錢直千萬、陶既清貧、而恥以錢買職、稱疾不聽政。	57
347	中平1	錢物	皇甫嵩	吏有因事受賂者	賜與	以黃巾既平、故改年為中平。…[皇甫]嵩溫卹士卒、甚得衆情、每軍行頓止、須營幔修立、然後就舍帳。軍士皆食、己乃嘗飯。吏有因事受賂者、嵩更以錢物賜之、吏懷慙或至自殺。	71
348	~中平1	錢五千	皇甫嵩	中常侍張讓	賄賂	初[皇甫]嵩討張角、路由鄴、見中常侍趙忠舍宅隘制、乃奏沒入之。又中常侍張讓私求錢五千萬、嵩不與、二人由此為憾。	71
349	中平2	畝十錢	天下田	朝廷	稅	稅天下田、畝十錢。78:明年、南宮災。[張]讓·[趙]忠等說帝令斂天下田畝稅十錢、以修宮室。	8
350		錢(大郡至二三千萬餘各有差)	刺史·二千石·茂才·孝廉	靈帝	稅	…宮室連年不成。…刺史·二千石及茂才孝廉遷除、皆資助軍修宮錢、大郡至二三千萬、餘各有差。當之官者、皆先至西園諧價、然後得去。有錢不畢者、或至自殺。其守清者、乞不之官、皆迫遣之。	78
351	中平2	三百萬	司馬直	民	減責	時鉅鹿太守河內司馬直新除、以有清名、減責三百萬。直被詔、悵然曰「為民父母、而反割剝百姓、以稱時求、吾不忍也」。…上書極陳當世之失、古今禍敗之戒、即吞藥自殺。書奏、帝為暫縮修宮錢。	78
352	中平2	金錢繒帛	司農	萬金堂	移管	又造萬金堂於西園、引司農金錢繒帛、初積其中。又還河間買田宅、起第觀。帝本侯家、宿貧、每歎桓帝不能作家居、故聚為私臧、復寄小黃門·常侍錢各數千萬。	78
353	中平?	錢各數千萬	靈帝	小黃門·常侍	保管		
354	中平2	錢三百萬·布五百匹	靈帝	楊賜	喪葬	中平…二年九月[楊賜]復代張溫為司空。其月薨。天子素服、三日不臨朝、贈東園梓器殮服、賜錢三百萬·布五百匹。	54

	355	中平4	纁	天下繫囚罪未決	靈帝	贖罪		令天下繫囚罪未決、入纁贖。	8
	356	中平4	錢五百萬	賈關內侯者	靈帝	禿爵		是歲、賈關內侯、假金印紫綬、傳世、入錢五百萬。	8
	357	中平6	禮錢千萬	皆	東園	賄賂?		六年、靈帝欲以[羊]續爲太尉。時拜三公者、皆輸東園禮錢千萬、令中使督之、名爲「左驢」。其所之往、輒迎致禮敬、厚加贈賂。續乃坐使人於單席、舉繻袍以示之、曰「臣之所資、唯斯而已」。左驢白之、帝不悅、以此故不登公位。而徵爲太常、未及行、會病卒、時年四十八。遺言薄斂、不受贈賻。舊典、二千石卒官賻百萬、府丞焦儉遵續先意、一無所受。詔書褒美、勅太山太守以府賻錢賜續家云。	31
	358	舊典時	賻百萬	朝廷	二千石卒官	喪葬			
	359	中平6	賻錢	靈帝	羊續	喪葬			
	360	靈帝	錢一億萬	曹嵩	西園	買官		[曹]嵩、靈帝時貨賂中官及輸西園錢一億萬、故位至太尉。	78
	361	靈帝	錢五百萬	崔烈	靈帝	買官		崔寔從兄烈、有重名於北州、歷位郡守·九卿。靈帝時、開鴻都門榜賣官爵、公卿州郡下至黃綬各有差。其富者則先入錢、貧者到官而後倍輸、或因常侍·阿保別自通達。…烈時因傳母入錢五百萬、得爲司徒。	52
	362	靈帝	錢三億	賈官者	西園	禿官		[李燮]擢遷河南尹。時既以貨賂爲官、詔書復橫發錢三億、以實西園。燮上書陳諫、辭義深切、帝乃止。	63
獻帝	363	永漢1	錢帛	董卓	皇甫規妻	聘物		皇甫規妻者、不知何氏女也。…及規卒時、妻年猶盛、而容色美。後董卓爲相國、承其名、媽以駟輜百乘·馬二十四·奴婢錢帛帑賂。	84
	364	中平6	金帛等	洛中貴戚室第	董卓	強奪		是時洛中貴戚室第相望、金帛財產、家家殷積。[董]卓縱放兵士、突其廬舍、淫略婦女、剽虜資物、謂之「搜牢」。	72
	365	初平	錢二十萬	獻帝	桓典	賜与		獻帝即位、三公奏典前與何進謀誅閹官、功雖不遂、忠義炳著。詔拜家一人爲郎、賜錢二十萬。	37
	366	董卓死	金二三萬斤·銀八九萬斤·錦綺續縠紈素等	塢中	皇甫嵩	強奪		時王允與呂布及僕射士孫瑞謀誅[董]卓…布應聲持矛刺卓、趣兵斬之。…百姓歌舞於道。長安中士女賣其珠玉衣裝市酒肉相慶者、填滿街肆。使皇甫嵩攻卓弟昱於郿塢、…塢中珍藏有金二三萬斤·銀八九萬斤·錦綺續縠紈素奇玩積如丘山。	72
	367	董卓死	金寶	牛輔	左右	強奪		[董卓死]…呂布乃使李肅以詔命至陝討[牛]輔等…輔懼、乃齎金寶踰城走。左右利其貨、斬輔、送首長安。	72
	368	興平2	金帛等	殿(御府)	李傕營	輸送		明年春、[李]傕…[郭]汜遂復理兵相攻。…帝於是遂幸傕營、彪等皆徒從。亂兵入殿、掠宮人什物、傕又徙御府金帛乘輿器服、而放火燒宮殿官府居人悉盡。	72
	369	興平2	纁數匹	后	孫徽	強奪		興平二年、立爲皇后、遷執金吾。帝尋而東歸、李傕·郭汜等追敗乘輿於曹陽、帝乃潛夜度河走、六宮皆步行出營。后手持纁數匹、董承使符節令孫徽以刃脅奪之、殺傍侍者血濺后衣。既至安邑、御服穿敝、唯以裘襖爲糧。	10下
	370	興平中	金璧	曹操	匈奴	国外		陳留董祀妻者、同郡蔡邕之女也。…字文姬。…興平中…文姬爲胡騎所獲、沒於南匈奴左賢王、在胡中十二年、生二子。曹操素與邕善、痛其無嗣、乃遣使者以金璧贖之、而重嫁於祀。	84
	371	建安9	金帛各有差(3年に1度)	獻帝	三公已下	賜与		賜三公已下金帛各有差。自是三年一賜、以爲常制。	9
372	建安10	金帛各有差	獻帝	百官尤貧者	賜与		賜百官尤貧者金帛各有差。	9	
373	建安18	束帛玄纁五萬匹	曹操	獻帝	婚姻		建安十八年、[曹]操進三女憲·節·華爲夫人、聘以束帛玄纁五萬匹、小者待年於國。	10上	

不明	374	不明	錦	蜀人	国家	購入	左慈…神道。…[曹]操…因曰「吾前遣人到蜀買錦、可過勅使者、增市二端」。語頃、即得臺還、并獲操使報命。後操使蜀反、驗問增錦之狀及時日早晚、若符契焉。	82 <sub>F</sub>
	375	不明	葛衣	主人	計子勳	賜与	計子勳…皆謂數百歲、行來於人間。一旦忽言日中當死、主人與之葛衣、子勳服而正寢、至日中果死。	82 <sub>F</sub>
	376	不明	帛百匹	皇帝	張堪	喪葬?	…拜[樊]顯爲魚復長。方徵[張]堪、會病卒、帝深恤惜之、下詔褒揚、賜帛百匹。	31
	377	不明	數百匹	長吏	伯榮	賄賂	時帝數遣黃門常侍及中使伯榮往來甘陵、而伯榮負寵驕蹇、所經郡國莫不迎爲禮謁。…[陳]忠上疏曰「…王侯二千石至爲伯榮獨拜車下、儀體上僭…長吏…路遺僕從人數百匹…」。	46
	378	不明	繖帛	太守	樂羊子之妻	喪葬	後盜欲有犯[樂羊子之]妻者、乃先劫其姑。妻聞、操刀而出。盜人曰「釋汝刀從我者可全、不從我者則殺汝姑」。妻仰天而歎、舉刀刎頸而死。盜亦不殺其姑、太守聞之、即捕殺賊盜、而賜妻繖帛、以禮葬之、號曰「貞義」。	84
	379	不明	百萬	王仲	公沙穆	贈与	有富人王仲、致產千金、謂[公沙]穆曰「方今之世、以貨自通、吾奉百萬與子爲資、何如」。對曰「來意厚矣。夫富貴在天、得之有命、以貨求位、吾不忍也」。	82 <sub>F</sub>
	380	不明	金帛等	折像	親疎	贈与	[折像之父]國有貲財二億、家僮八百人。…及國卒、感多藏厚亡之義、乃散金帛資產、周施親疎。	82 <sub>上</sub>
	381	不明	金十斤	書生	王忬	依頼	王忬…嘗詣京師、於空舍中見一書生疾困…書生謂忬曰「我當到洛陽而被病、命在須臾、胥下有金十斤、願以相贈、死後乞藏骸骨」。未及問姓名而絕。忬即鬻金一斤、營其殯葬、餘金悉置棺下、人無知者。	81
	382		金一斤	王忬	不明	売買		
	383	不明	金	皇帝	民	購賞	時河內張成…遂教子殺人。…成弟子…疑亂風俗。於是天子震怒…其辭所連及陳寔之徒二百餘人、或有逃遁不獲、皆懸金購募。	67

【注1】本表は『後漢書』にみえる後漢時代の錢・黄金・布帛の授受に関する記載を抜粋・列記したものである。〔出典〕欄にはその巻数を記した。巻数は『統漢書』志を除いた通巻巻数に従った。なお、中には錢・黄金・布帛の授受が提案されているだけで、実際にはそれらの授受が完了していない事例も含めたが、その理由は、それらも錢・黄金・布帛がどのようなばあい授受されるのかをしめす事例と解されるからである。

【注2】〔詳細〕欄には原文を嫡記し（原則として〔出典〕冒頭の史料のみを挙げる）、〔理由〕欄には黄金・錢・布帛授受の理由をしるした。「軍功」は戦功に対する賜与もしくは戦功を期待しての賜与、「国外」は外国・外国人関係の賜与、「退職」は退職金、「喪葬」は死者に対する賜与、「徙民」は徙民対象者への賜与、「慶事」は皇太子即位や立皇后などの国家的慶事時の賜与、「転職」は官職異動に伴う賜与、「賜与」は前記以外の一般的賜与。それ以外の特殊な理由に関しては適宜明記した。